

農林水産物・食品の輸出の促進に関する 令和6年度予算概算決定

- ・農林水産省輸出関係予算 1～41
- ・農林水産物・食品輸出本部関係省庁予算 42～58

農林水産物・食品輸出本部

令和6年度予算概算決定の概要（輸出予算）

輸出・国際局 輸出企画課

【全体版】

- ・2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進 1

【個別事業】

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

- ・グローバル産地づくり推進事業 2
- ・大規模輸出産地モデル形成等支援事業 3
- ・コミュニティ形成等支援事業 4
- ・農林水産物・食品輸出関連信用保証支援事業 5
- ・日本発の水産エコラベル普及推進事業 6
- ・規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業 7
- ・J A S等の国際標準化による輸出力強化委託事業 8
- ・地域食品産業連携プロジェクト（L F P）推進事業 9
- ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
　有機農業産地づくり推進 10
- ・みどりの食料システム戦略推進交付金のうち
　グリーンな栽培体系への転換サポート 11
- ・木材製品輸出拡大実行戦略推進事業 12

2 海外における輸出支援体制の確立や戦略的サプライチェーンの構築

- ・輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業 13
- ・食産業の戦略的海外展開支援事業 14
- ・中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業 15
- ・アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業
　人材育成促進・活用事業 16

3 生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組む土台となる環境の整備

- ・マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業 17
- ・品目団体輸出力強化支援事業 18
- ・日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業 19
- ・訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業 20
- ・米穀周年供給・需要拡大支援事業 21
- ・農業知的財産保護・活用支援事業 22
- ・育成者権管理機関支援事業 23
- ・植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業 24
- ・地理的表示保護・活用総合推進事業 25
- ・アジアにおける植物優良品種の開発・保護・利用の促進事業 26
- ・輸出環境整備推進事業 27
- ・輸出先国の主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業 28
- ・国際貿易の進展に伴う
　二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業 29
- ・H A C C P認定施設の認定・監視事業 30
- ・畜水産モニタリング検査支援事業 31
- ・自治体や民間検査機関等による
　証明書発給等の体制強化支援事業 32
- ・輸出先国規制対応支援事業 33
- ・食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業 34
- ・食肉流通構造高度化・輸出拡大事業 35
- ・輸出食肉処理施設機能高度化事業 36
- ・加工食品の国際標準化事業 37
- ・植物検疫上の要求事項を満たすための体制の構築事業 38
- ・有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費 39
- ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち
　農林水産研究の推進
　「魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発」 40
- ・みどりの食料システム戦略実現技術開発・実証事業のうち
　農林水産研究の推進
　「ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に
　向けた標準物質製造技術の開発」 41

2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進

<対策のポイント>

人口減少に伴い国内市場が縮小する中で、輸出の促進は国内の生産基盤の維持に不可欠であり、**輸出産地形成・供給体制の強化、戦略的な輸出の体制の整備・強化、知的財産の保護・活用の強化等**のための取組を支援することにより、食料安定供給の確保につなげます。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の全体像>

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

- ・ 国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、みどりの食料システム戦略関連施策とも連携しながら、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた輸出産地の形成を強化・拡大
- ・ GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した、産地・事業者への輸出診断や商流構築など輸出熟度や規模に応じた伴走支援、**輸出拡大に向けた人材育成・確保等**の取組を実施

等

2 海外における輸出支援体制の確立や戦略的サプライチェーンの構築

- ・ 主要な輸出先国・地域において輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、オールジャパンでのプロモーションの効果的な展開や伴走支援等、輸出事業者を包括的に支援
- ・ 農林水産物・食品の輸出や海外での事業展開を後押しするため、現地の戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握など海外展開に役立つ調査の実施や日本の事業者への情報提供等により、海外展開を支援

等

3 生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組む土台となる環境の整備

(1) マーケットインによる海外での販売力強化

- ・ 品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援

(2) 海外への流出防止、競争力強化に向けた知的財産の保護・活用

- ・ 知財マネジメントの推進に向けた知財教育、専門人材の育成・確保を支援
- ・ 植物新品種の保護・活用に向けた育成者権管理機関の取組を推進
- ・ 海外における農業知財の侵害状況の把握、侵害対策、流出防止のための品種識別技術の高度化、GI等の登録による日本産品のブランド保護等を支援

(3) 政府一体となった輸出の障害の克服

- ・ 規制の緩和・撤廃に向けた協議を加速化、輸出手続の円滑化・利便性を向上、生産段階での食品安全規制への対応を強化、輸出向け施設の整備を支援

等

1 生産・流通の転換による輸出産地の形成

グローバル産地づくり推進事業

【令和6年度予算概算決定額 678(925)百万円】
 (令和5年度補正予算額 7,403百万円)

<対策のポイント>

国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等を支援**するほか、GFPを活用した**伴走支援、輸出人材の育成・確保等を支援**します。また、品目等の課題に応じた取組支援を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援（新規）

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、都道府県等が主導して、**生産から流通・販売に至る関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

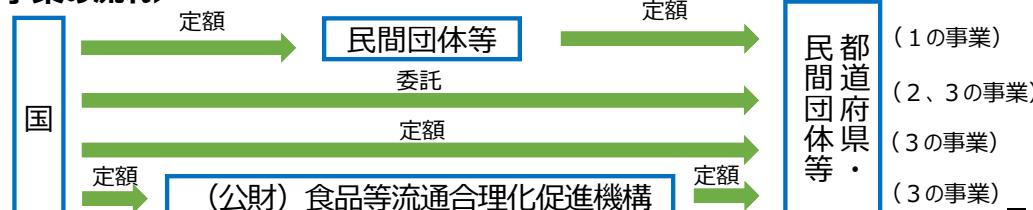
2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など**輸出熟度や規模に応じた伴走支援等**を実施するとともに、**人材育成機関と連携した輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成や、関係省庁と連携した人材マッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

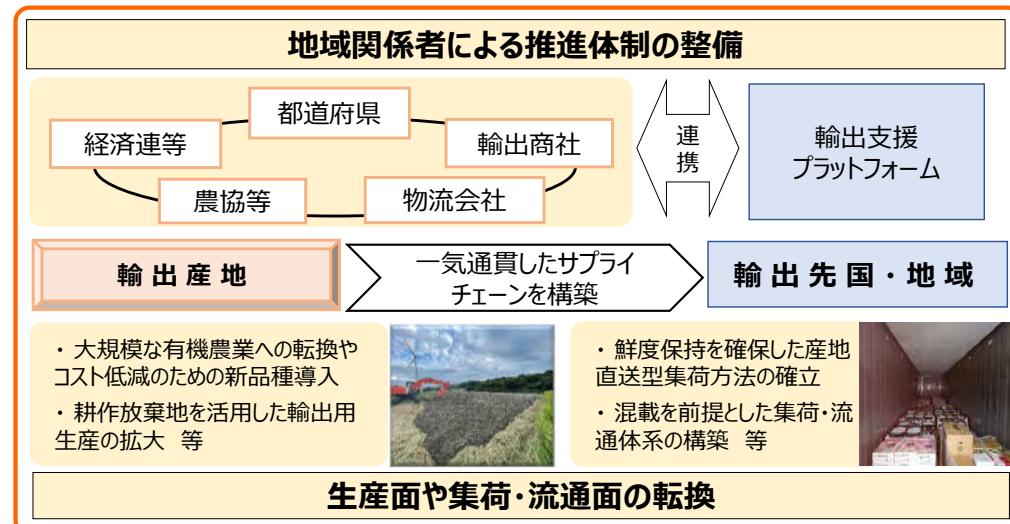
輸出リスクに対応した融資を円滑化するため、信用保証に係る保証料を支援します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産工コラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

【大規模輸出産地モデル形成等支援】



【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

輸出診断、伴走支援



(圃場の視察)

GFP交流イベント



(GFP超会議の様子)

人材育成等



(研修でのグループディスカッション)

大規模輸出産地モデル形成等支援事業

【令和6年度予算概算決定額 416（480）百万円】
 (令和5年度補正予算額 1,000 百万円)

＜対策のポイント＞

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、地域の関係者で組織する輸出推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた、生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する輸出産地のモデル形成等を複数年にわたり総合的に支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援（新規）

① 地域の関係者による輸出に取り組む推進体制の組織化

都道府県やJA系統等が主導して輸出の課題に取り組むため、生産から流通・販売に係る地域の関係者が参画する輸出推進体制の組織化や輸出支援プラットフォーム等との連携に係る取組を支援します。

② 大規模輸出産地のモデル形成

①の推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応した輸出向け生産への転換や、混載を前提とした集荷から船積みまでの流通体系の構築等に取り組む際の追加的なコストに対して輸出が本格化するまでの間支援するなど、生産から流通・販売まで一気通貫した輸出サプライチェーンを構築する大規模輸出産地のモデル形成を支援します。

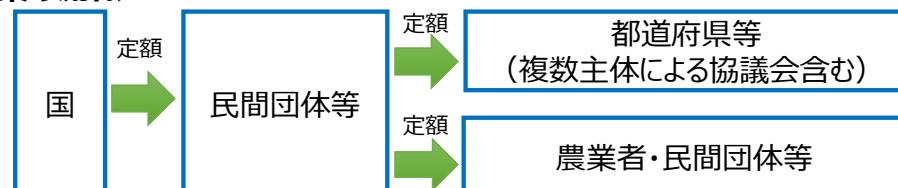
※①及び②両方の取組を行うことが必要です。

※みどりの食料システム法に基づく特定区域における取組については、事業採択時に優遇します。

2. 輸出産地形成事業計画実行等支援

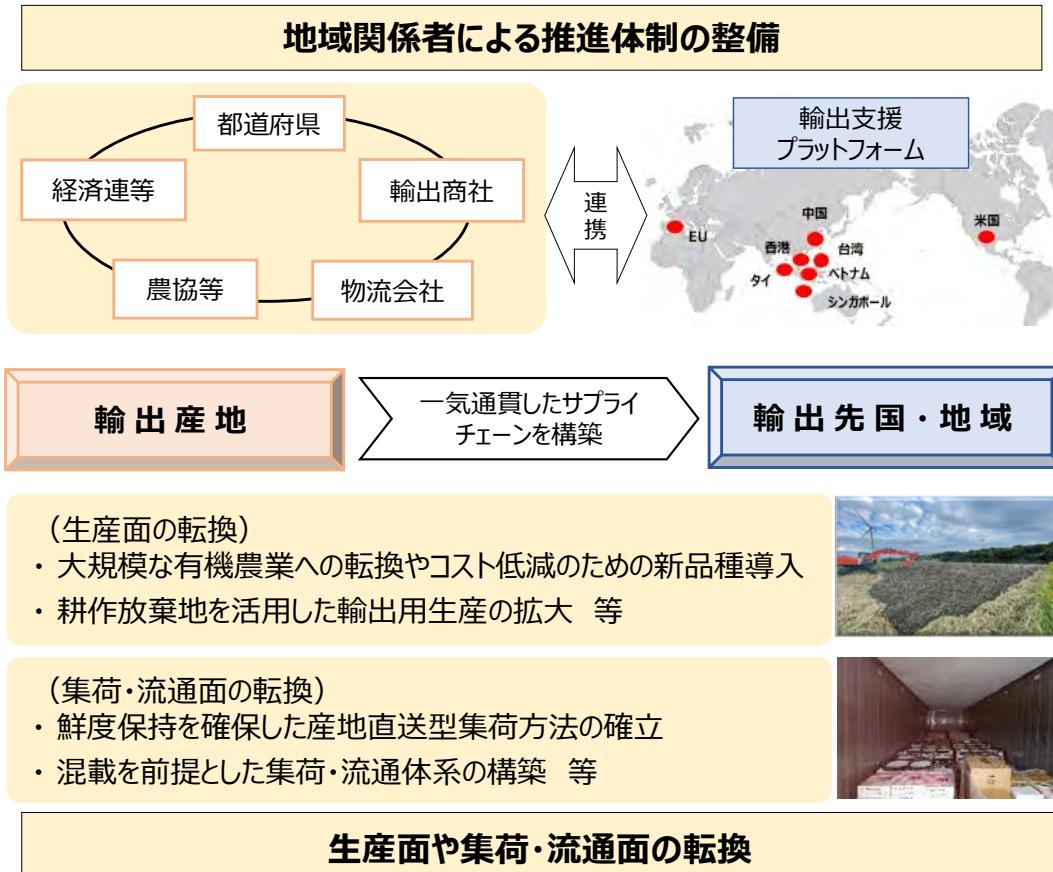
輸出産地形成を具体的に進めるための計画実行、生産・加工体制の構築、事業効果の検証など、輸出産地形成を進める取組を支援します（これまでに採択された取組の継続分に限る。）。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【大規模輸出産地モデル形成等支援】



コミュニティ形成等支援事業

【令和6年度予算概算決定額 154（203）百万円】

＜対策のポイント＞

輸出産地等の裾野を広げ、海外市場に繋げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した輸出診断やフォローアップ等の伴走支援、輸出人材の育成・ニーズに合った輸出人材の確保等の実施、輸出先国規制情報検索ウェブサイトの運営、加工食品の輸出強化等を行います。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. GFPの活動取組の強化

輸出産地等の裾野を広げ海外市場に繋げるため、GFPを活用した産地・事業者への輸出診断やそのフォローアップ等、多様化する輸出事業者のレベルに応じた伴走支援、GFPコミュニティサイトや輸出先国規制情報検索ウェブサイトの運営、輸出先国の規制に係る産地への課題解決支援に加え、人材育成機関と連携した輸出に関する知見やマインドを有する人材の育成や、関係省庁と連携したマッチングによるニーズに合った輸出人材の確保等を実施します。

〈GFPとは〉

Global Farmers / Fishermen / Foresters / Food Manufacturers Project の略称で、輸出意欲のある産地・事業者のコミュニティ形成等をオールジャパンで支援するプロジェクト

89百万円

【1. GFPの活動取組強化】～輸出産地等の裾野を広げるためのGFPコミュニティ形成等支援～
輸出診断、伴走支援



（圃場の視察）

＜事業イメージ＞

GFPコミュニティサイト

人材育成等



（GFP会員向け利用メニュー）



（研修でのグループディスカッション）

2. 加工食品部会の支援

65百万円

加工食品の輸出拡大に向けて、賞味期限の延長、添加物や包材、表示への対応等について、輸出先国・地域の市場状況、ニーズ等の調査・分析を行うとともに、**品目横断的な課題解決**に向けた**分科会等の活動を支援**します。

【2. 加工食品部会】

重点品目分科会

地域クラスター 育成分科会

（参加メンバー）
食品製造事業者、商社、行政機関（国、都道府県、市町村）、その他支援機関等

賞味期限延長 分科会

包材等諸外国 規制分科会

食品添加物 分科会

＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] （1の事業）輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）

- 4 - （2の事業）新事業・食品産業部食品製造課（03-6744-2068）

<対策のポイント>

食品等事業者・農林水産事業者が、輸出先国の規制などのリスクを伴う農林水産物・食品の輸出拡大のために必要な事業に積極的に取り組みやすくなるよう、民間金融機関から融資を受ける際に必要となった保証料の負担を軽減するための支援を行います。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 対象者

認定輸出事業計画に基づき、輸出事業に取り組む食品等事業者・農林水産事業者（ただし、中小企業者に限る。）

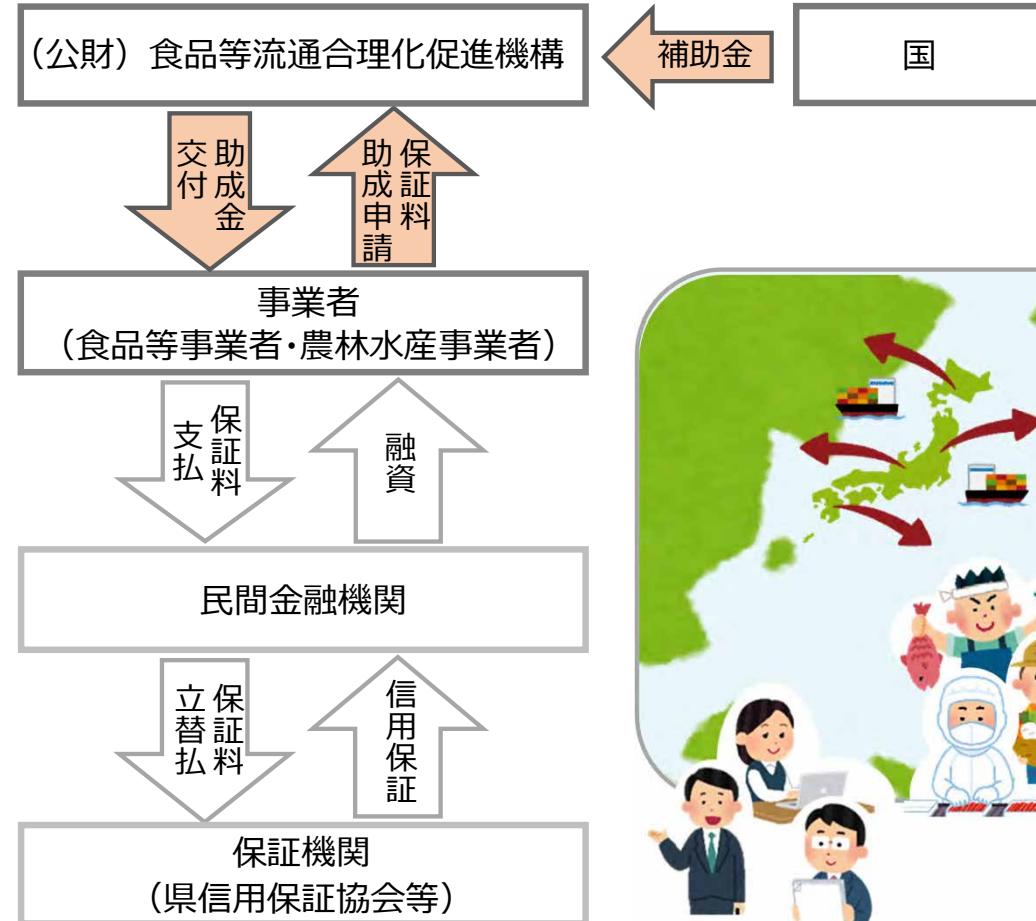
2. 措置内容等

①対象

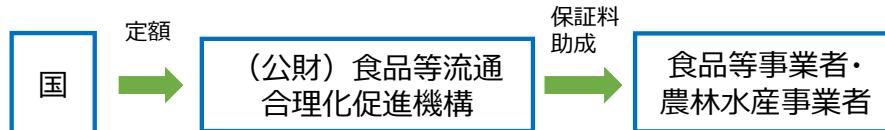
食品等事業者・農林水産事業者が、**認定輸出事業計画に基づいて行う輸出事業の実施に必要な資金**の民間金融機関からの信用保証付き借入れ（ただし、輸出重点品目の取組に限定）

②措置内容

①にかかる信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会等に支払った**保証料**に関して、**借入当初5年間分の保証料の1/2相当額**を支援します。



<事業の流れ>



日本発の水産エコラベル普及推進事業

【令和6年度予算概算決定額 23（26）百万円】

＜対策のポイント＞

水産資源の持続的利用に対する国際的な関心の高まりへの対応や水産物輸出の増加を図るため、資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベルについて、我が国の実態に応じた日本発の水産エコラベル認証を普及するとともに、国際水準の水産エコラベル認証の活用を推進します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）
- 国内における国際的に通用する水産エコラベルの生産段階認証の認証数（225件 [2025年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 国際的に通用する規格等の改訂に向けた取組

水産エコラベル認証の国際的な基準の維持に係る規格・ガイドライン等の策定
・改訂を支援します。

2. 水産エコラベルの認知度向上に向けた取組

国際機関等への働きかけ、展示会の出展等による情報発信、商談会の開催、
水産エコラベルの相互認証の推進のための取組を支援します。

3. 水産エコラベル認証取得の促進に向けた取組

認証審査体制の強化に係る認証審査員等向け研修会の開催を支援します。

＜事業の流れ＞



【水産エコラベルが貼付された商品の例】



＜事業イメージ＞

国際水準の水産エコラベルの推進

- ・国際的な承認を維持するために必要な規格・ガイドライン等の策定・改訂



水産エコラベル認証の普及

認知度の向上

- ・国際機関等との連携
- ・展示会の出展等による情報発信
- ・商談会の開催
- ・水産エコラベルの相互認証の推進



認証取得の促進

- ・認証審査員の増加



水産物の輸出増加

規格・認証を活用した加工食品の輸出環境整備事業

【令和6年度予算概算決定額 32（39）百万円】

＜対策のポイント＞

加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出を拡大するため国際標準化の環境整備を支援します。
また、中小事業者等が国際標準の食品安全マネジメントシステムを導入するために必要な人材を育成する取組を支援します。

＜事業目標＞

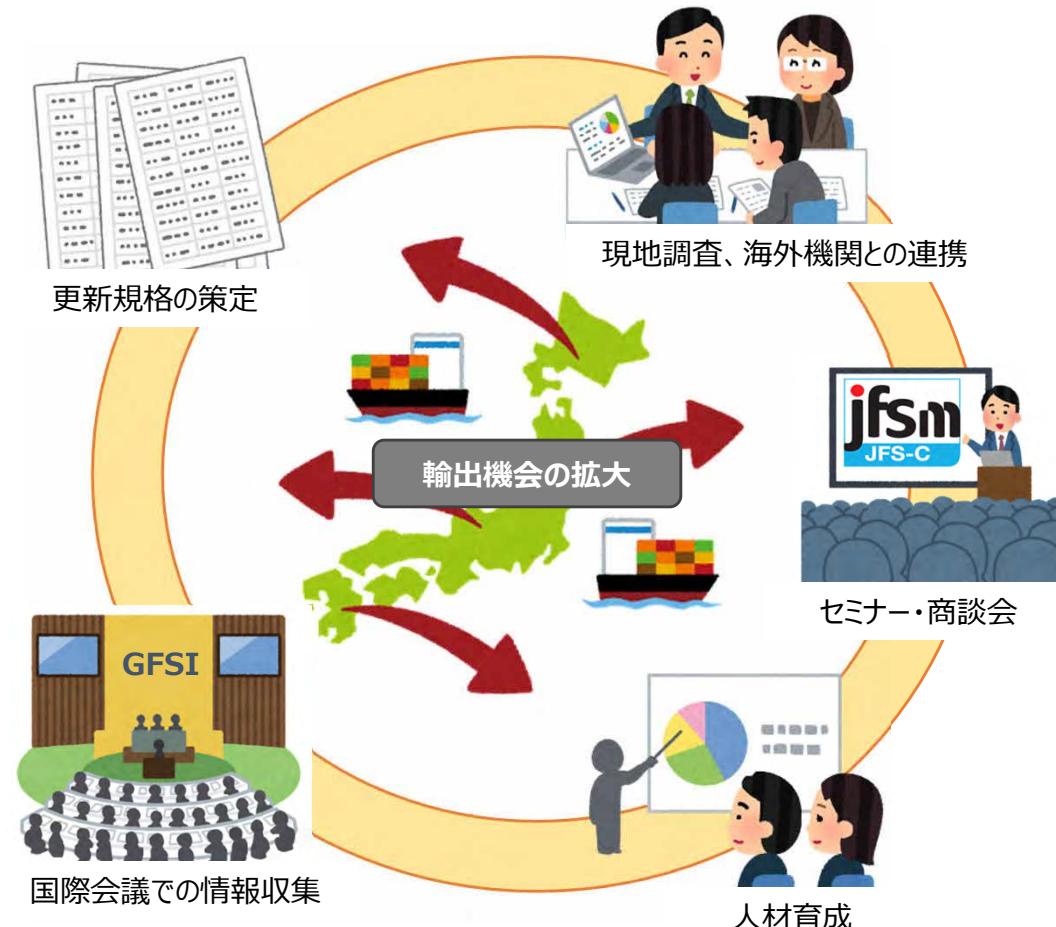
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. JFS規格の国際標準化支援

- ①日本発の食品安全マネジメント規格であるJFS規格の国際標準としてのステータスの維持・向上のため、規格の承認機関であるGFSI（世界食品安全イニシアティブ）が主催する会議等における情報収集やGFSIが講じる新たな承認要件に対応する規格の策定に必要な取組みを支援します。
- ②国産食品の輸出先として有望なマーケットである東アジア・東南アジア地域において輸出機会の拡大を図り、高品質の裏付けとなるJFS規格の認知度の向上を加速するため、現地におけるJFS規格のニーズの開拓、現地において規格認証の審査等を行う認証機関・人材の育成等を支援するとともに海外の規格との相互承認等の連携に必要な調査等を支援します。
さらに、国内外の食品関係事業者等に対するJFS規格に関するセミナー及びJFS規格取得事業者の製品の商談会の開催を支援します。



＜事業の流れ＞



JAS等の国際標準化による輸出力強化委託事業

【令和6年度予算概算決定額 36（40）百万円】

<対策のポイント>

輸出拡大に向けた環境を整備するため、**輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進します。**

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査

ISOや諸外国の国際標準化の状況や、新たにJASを制定すべき分野、ISO提案を行なう分野について調査を実施し、新規JAS及び国際標準化の検討を行います。

2. 國際規格の制定等

JAS等の国際標準化に向け、国際標準化戦略の検討、技術的データの収集、関係者間の合意形成、海外との調整・調査等を実施します。

3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成

民間企業等において、国際規格文書の作成・解釈や国際会議での交渉に精通した専門人材を育成するための高度な研修を実施します。

4. 国際規格認証に向けた体制整備

農業・食品産業分野における日本発の国際規格を輸出力の強化に結び付けるため、**当該国際規格の普及・認証体制整備**を行います。

<事業イメージ>

- 輸出実績の向上に貢献するJAS等の国際標準化や農業・食品産業分野における国際標準の活用に向けた体制整備等を推進

JAS等をベースとした国際標準化の推進

- 1. ISO及び諸外国の国際標準化状況調査**
- 2. 国際規格の制定等**
- 3. 国際標準化等にかかる専門人材の育成**

国際標準化活動の
実践

国際標準の戦略的活用**4. 国際規格認証に向けた体制整備**

農林水産物・食品の
輸出環境整備

- 農林水産業・食品産業に国際標準化のノウハウ・経験を蓄積
- 業界による積極的な国際標準化、国際規格の活用の促進



- 民間の取引条件等の課題を解決
- 輸出拡大に向け、規格に既に合致している我が国産品をそのまま市場に出せる環境を整備

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

地域の農林水産物を有効活用するため、地域の食品産業を中心とした多様な関係者が、**それぞれの経営資源を結集するプラットフォームを設置して、地域の社会課題解決と経済性が両立する新たなビジネスを継続的に創出する仕組みの構築**を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）
- クラウドファンディングの資金調達目標金額を達成した地域食品産業連携プロジェクト（LFP）の割合（50%以上）

＜事業の内容＞

1. 地域食品産業連携プロジェクト推進事業

65百万円

都道府県が、地域の農林水産物を活用した持続可能なビジネスモデルを創出するために行う、プラットフォームの設置、研修会の開催、プロジェクトの調査検討、戦略会議の開催、データを活用したマーケティング、試作品製造・販路開拓等の経費を支援します。

また、「輸出枠」を設け、地域産業の強みを活かした加工食品等を輸出につなげ、地域の食品産業の強化に資する取組を支援します。

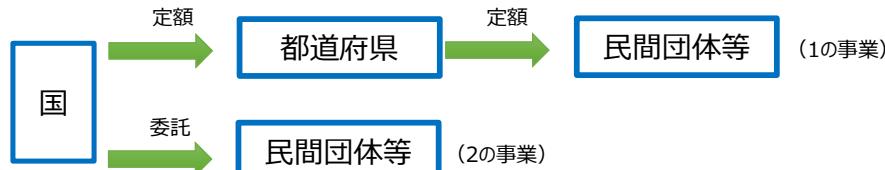
2. 地域食品産業連携プロジェクト推進委託事業

25百万円

都道府県が行う、研修会の開催や戦略の検討・実行、クラウドファンディングの活用をコーディネーターを派遣して伴走支援します。

また、オープンイノベーションの場として、事業者と都道府県のプラットフォームとのマッチングのため、事業者のリスト化、都道府県への事業者派遣、マッチング交流会を行い、都道府県による取組の進展を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



地域に新しい価値（イノベーション）を創出し、「地域が輝く」

- ・農林水産物の安定的な販路確保、農業生産の維持・拡大へ
- ・生産者と消費者のコミュニケーションによる農林水産物の品質向上へ



有機農業産地づくり推進

【令和6年度予算概算決定額 650（696）百万円の内数】

(令和5年度補正予算額 2,706百万円の内数)

<対策のポイント>

地域ぐるみで有機農業に取り組む市町村等の取組を推進するため、有機農業の団地化や学校給食等での利用、販路拡大等、生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんで有機農業を推進する取組の試行や体制づくりへの支援、都道府県の推進体制づくりへの支援に加え、取組面積の飛躍的な拡大に取り組む産地を支援することにより、先進的なモデル地区を創出します。

<政策目標>

有機農業の面積（6.3万ha [令和12年まで]）、耕地に占める有機農業の面積割合（25%（100万ha）[令和32年まで]）

<事業の内容>

1. 有機農業産地づくりの推進

有機農業の生産から消費まで一貫し、農業者のみならず事業者や地域内外の住民を巻きこんだ取組を推進するため、試行的な取組を通じた有機農業実施計画の策定を支援するとともに、同計画に基づく、産地づくりに向けた定着・普及に必要な取組を支援します。

2. 飛躍的な拡大産地の創出

地域の耕地面積に占める有機農業の面積割合の大幅な増加等、面積拡大の加速化目標等を追加した「新たな有機農業実施計画」の実現に向けて、他の行政区や事業者との連携、輸出を視野に入れた取組により域外の販路確保に取り組みつつ、高能率作業機械や大ロット輸送システムの導入など生産から消費の取組を行う市町村に対して支援します。

3. 展開・普及の促進

都道府県の推進体制を構築するため、都道府県全体を対象とした有機農業の勉強会や検討会の開催等の取組を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します。

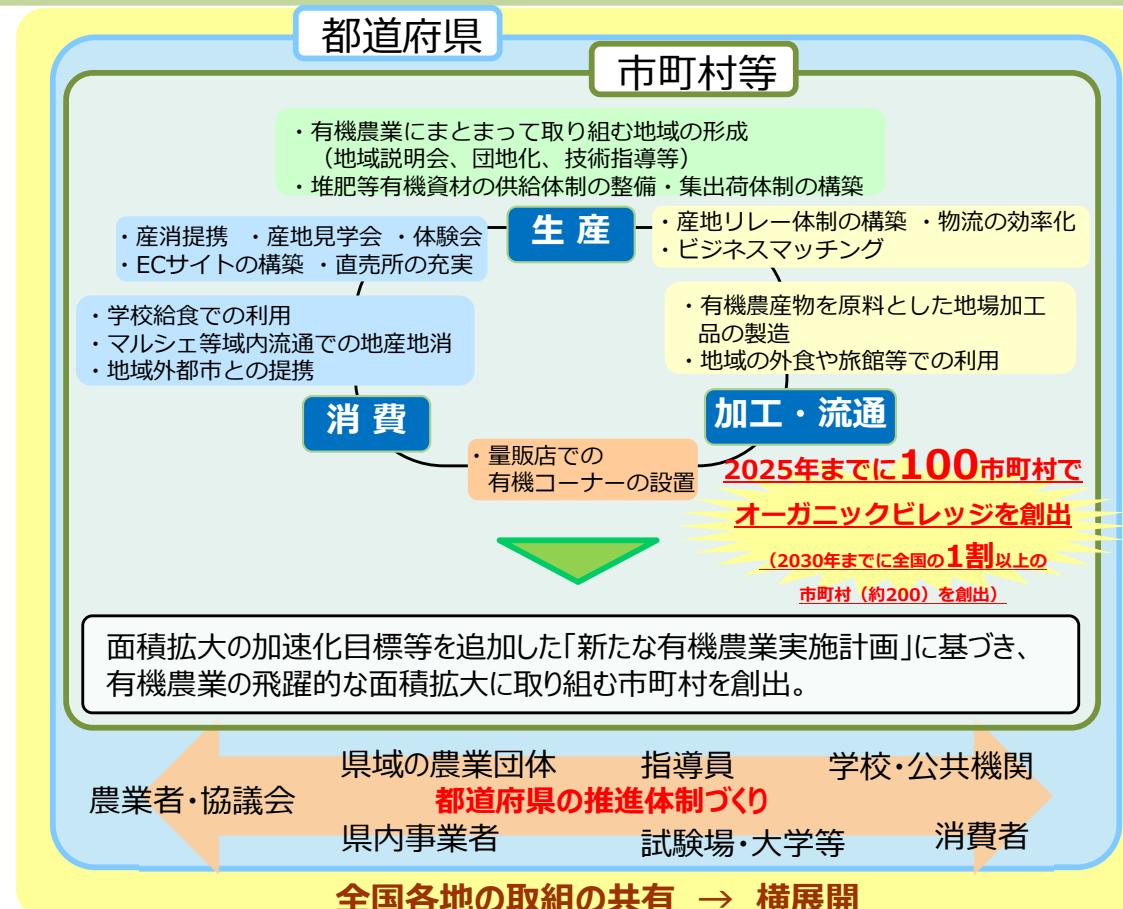
- ・有機農業に関する栽培管理協定が結ばれている場合
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・地域計画が策定されている又は策定に向けた協議が実施されている場合
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合

<事業の流れ>

定額、1/2以内



<事業イメージ>



オーガニックビレッジを中心に、有機農業の取組を全国で面的に展開

グリーンな栽培体系への転換サポート

【令和6年度予算概算決定額 650（696）百万円の内数】

(令和5年度補正予算額 2,706百万円の内数)

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、産地に適した「環境にやさしい栽培技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れた「グリーンな栽培体系」への転換を推進するため、産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援します。

<政策目標>

- 化学農薬使用量（リスク換算）の低減（10%低減）
- 有機農業の面積（6.3万ha）
- 化学肥料使用量の低減（20%低減）
- 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化（1,484万t-CO₂） [令和12年まで]

<事業の内容>

1. グリーンな栽培体系への転換（R6当初・R5補正）

農業生産における環境負荷低減の取組を推進するため、各産地における
グリーンな栽培体系への転換に向けた以下の取組を支援します。

① 産地に適した環境にやさしい栽培技術※、省力化に資する先端技術等の検証

※ 化学農薬・化学肥料の使用量の低減、有機農業面積の拡大、温室効果ガスの排出量削減に資する技術

令和5年度補正予算においては、国際価格の変動の影響を受けづらい栽培体系への転換を緊急的に進めるため、化学農薬・化学肥料の低減や耐用年数の長い資材への切替えなどの生産資材の低減に資する技術については「特別枠」として支援

② ①の検証に必要なスマート農業機械等の導入

③ ①と併せて行う、環境に配慮して生産した農産物に対する消費者の理解醸成

④ グリーンな栽培体系の実践に向けた栽培マニュアルの作成

産地内への普及に向けた産地戦略（ロードマップ）の策定

⑤ 栽培マニュアルや産地戦略の関係者への情報発信（HPへの掲載等）

※以下の場合に優先的に採択します。

- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・輸出促進法に基づく輸出事業計画の認定を受けた産地において取組を行う場合
- ・令和6年度当初予算において、①と併せてスマート農業技術に対応するための生産方式変革の検証を行う場合

2. 都道府県域への展開（R6当初）

グリーンな栽培体系を都道府県域に展開するため、展開先産地等における検討会等の開催、展示ほの設置等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. グリーンな栽培体系への転換

検討会の開催：産地の関係者による取組方針の検討等



栽培マニュアル、産地戦略（ロードマップ）の策定

産地戦略に基づくグリーンな栽培体系の普及・定着

2. 都道府県域への展開



木材製品輸出拡大実行戦略推進事業

【令和6年度予算概算決定額 20,839千円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づき、製材・合板等の付加価値の高い木材製品の輸出拡大を図るため、輸出産地育成に向けた地域の体制づくり、国内における輸出促進セミナーの開催などを通じた木材輸出産地の育成強化・促進、木造建築物等の適切な施工体制を構築する中国・韓国・米国・台湾等での木造技術講習会の開催を支援します。

<事業の内容>

1. 木材製品輸出産地育成

輸出産地の育成を促進するため、地域における木材輸出に取り組む機運を高め、合意形成を図るために産地協議会の設置や運営、貿易実務に精通した専門家の派遣や、国内における輸出促進セミナーの開催等を支援します。

2. 日本式木造建築物等技術者育成

輸出先国における適切な施工体制を構築するため、中国・韓国・米国・台湾の建築士等を対象とした現地での技術講習会や、国内における建築系の留学生等を対象とした木造技術研修会の開催を支援します。

<事業の流れ>

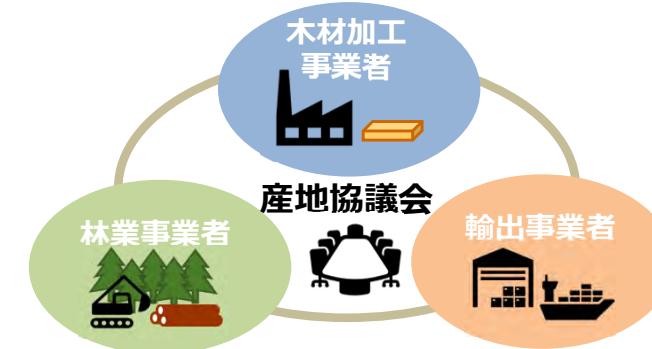
国

定額

民間団体等

<事業イメージ>

1. 輸出産地育成に向けた地域の体制づくりや、輸出促進セミナーの開催を支援



輸出に取り組む機運を拡大するセミナー

2. 輸出先国における技術者を育成するための講習会等を支援



海外における建築士等を対象とした技術講習会

2 海外における輸出支援体制の確立や 戦略的サプライチェーンの構築

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業

【令和6年度予算概算決定額 190（240）百万円】

（令和5年度補正予算額 1,000百万円）

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、JETRO海外事務所等からなる輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、オールジャパンでのプロモーションの効果的な展開や伴走支援等、現地発の取組を通じて輸出事業者を包括的に支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

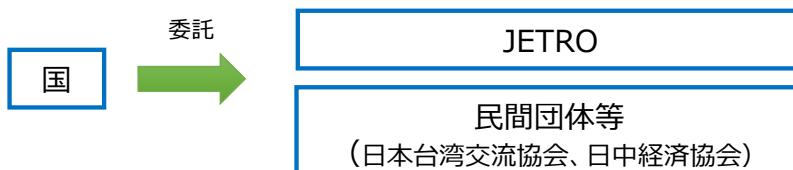
1. 輸出支援プラットフォーム推進事業

190（240）百万円

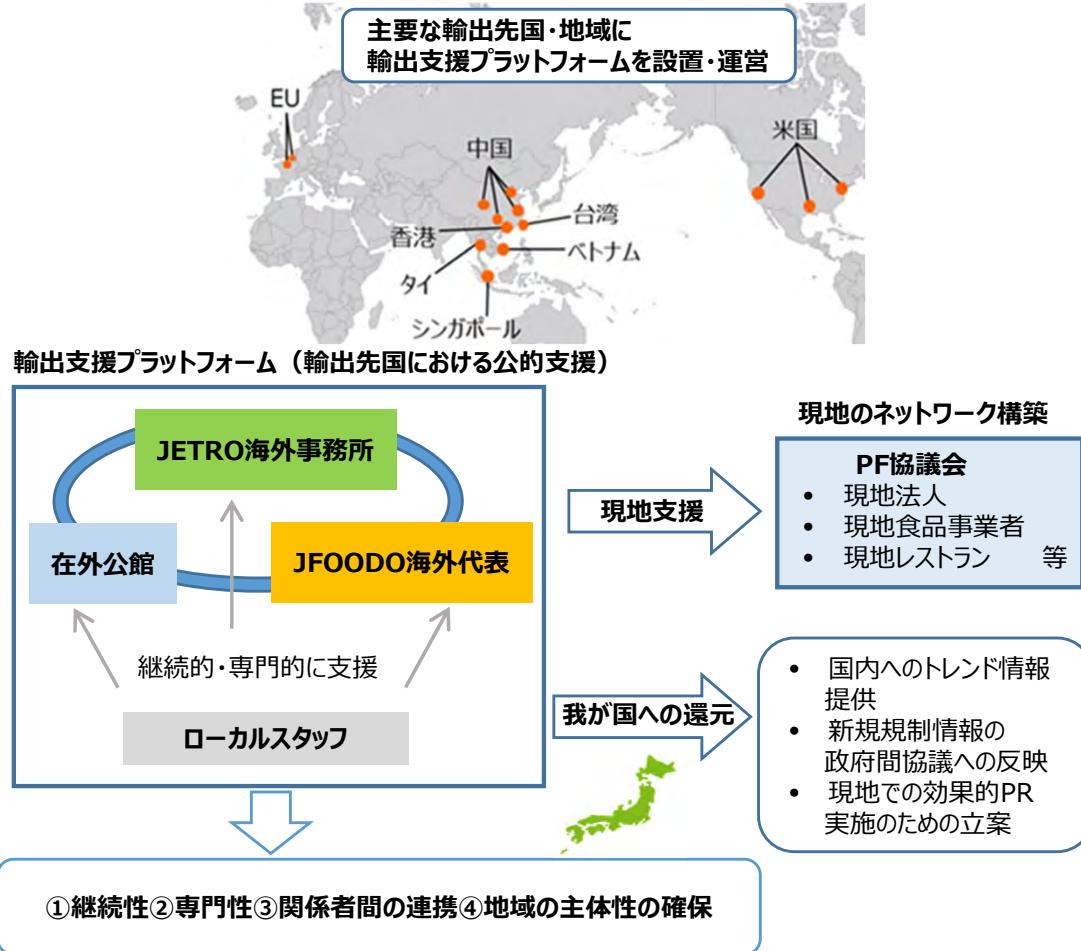
海外現地において農林水産物・食品に特化した輸出促進を強化するため、主要な輸出先国・地域において、在外公館やJETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとする輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者を包括的に支援します。

- ① 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施
- ② 現地発の戦略の下、日本産同士の競合とならない新たな商流を開拓
- ③ 現地事業者との連携を強化し、販路開拓や日本食普及を推進
- ④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、国内事業者への情報提供を実施

<事業の流れ>



<事業イメージ>



食産業の戦略的海外展開支援事業

【令和6年度予算概算決定額 187（217）百万円】

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出拡大を後押しし、日本の農林水産業者・食品事業者の利益となる海外展開を官民で連携して推進するため、海外現地での戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握など海外展開に役立つ調査の実施や日本の事業者への情報提供等により、海外展開を支援します。

＜事業目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）
- 輸出拡大に資する海外展開に取り組む企業等（官民協議会会員800社・海外進出企業200社〔2024年まで〕）

＜事業の内容＞

1. 食産業の海外展開に向けた環境整備及び官民連携の推進

187(217)百万円

海外展開に役立つ調査や、食産業海外展開推進官民協議会（800以上の企業・関係機関等で構成）を通じた情報発信から海外進出支援まで、**我が国食産業への一貫支援**を以下の取組を通じて実施します。

- ① 海外展開に役立つ官民での情報共有の推進、専用HPの運営等
- ② 海外現地における戦略的なサプライチェーンの構築に向けた実態把握や各国の法制度、政策動向などの海外展開に役立つ調査、海外展開事業のモデル実証を実施
- ③ 二国間協力の推進や規制緩和等の働きかけを行う二国間対話を実施

＜事業の流れ＞

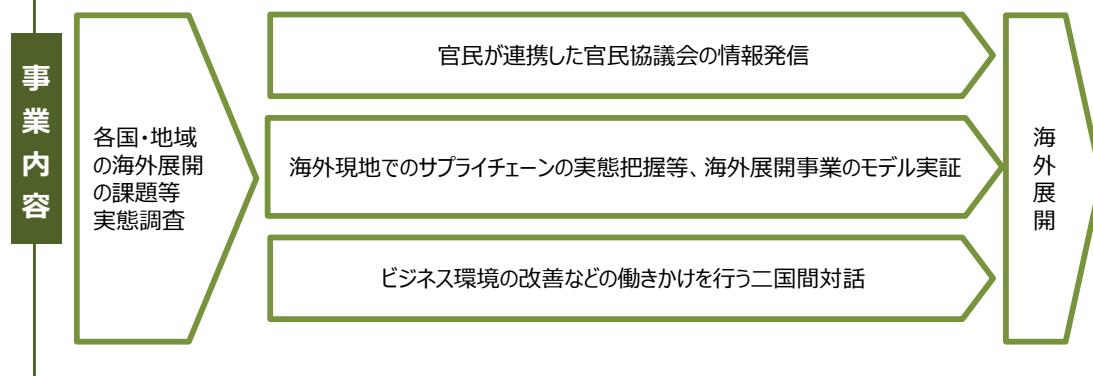


課題

モノの輸出に加え、世界的なバリューチェーン全体を通じた稼ぎの機会を増やしていくため、我が国食産業の海外展開を維持・拡大していくことが、生産者等の所得向上に重要

＜事業イメージ＞

官民が連携した海外展開支援、推進等のイメージ



成果

- 農林水産物・食品の輸出拡大、食料安全保障等への貢献
- 我が国食産業の海外展開による需要獲得を通じた生産者等の所得向上

中南米日系農業者等との連携強化・ビジネス創出事業

【令和6年度予算概算決定額 74（74）百万円】

＜対策のポイント＞

- 政府間協定により農業者の移住事業が締結された中南米地域には現在約230万人の日系人が居住しており、2023年1月には、中南米地域の日系社会との連携を一層強化するための政策の立案・実施を行うとともに、中南米地域の日系社会支援を積極的に実施するため、外務省内に「中南米日系社会連携推進室」が設立されるなど、政府全体で様々な中南米地域の日系人社会との交流事業が行われています。
- 中南米地域は穀物等の世界の食料供給基地であり、また、日本食への関心等が高いため、我が国の食料安全保障の確保及び農林水産物・食品の輸出促進の観点から、同地域と良好な関係を維持・強化するべく、日系農業者・団体等を対象に、連携強化会議、日系企業とのビジネスマッチング、日本における農業技術研修、官民合同会議等を行います。

＜事業目標＞

- 我が国の食料安全保障、農林水産物・食品の輸出拡大に資するため、本事業に参加した日本企業等の中から各年度5年以内に日系農業者・農業団体等とのビジネスが成立。

＜事業の内容＞

1. 中南米日系農業者や農業団体等との連携強化

- ・日本と中南米日系農業者間や中南米日系農業者同士の交流・連携強化を図るため、現地において連携強化会議等の取組を実施します。
- ・現地の日系農業者団体や物流関係者と、日本の商社や食産業関係者の関係構築・強化を通じた我が国の食料安定供給や農林水産物・食品の輸出促進等を図るべく、日本及び現地で交流の機会を設け、ビジネスマッチング等を実施します。

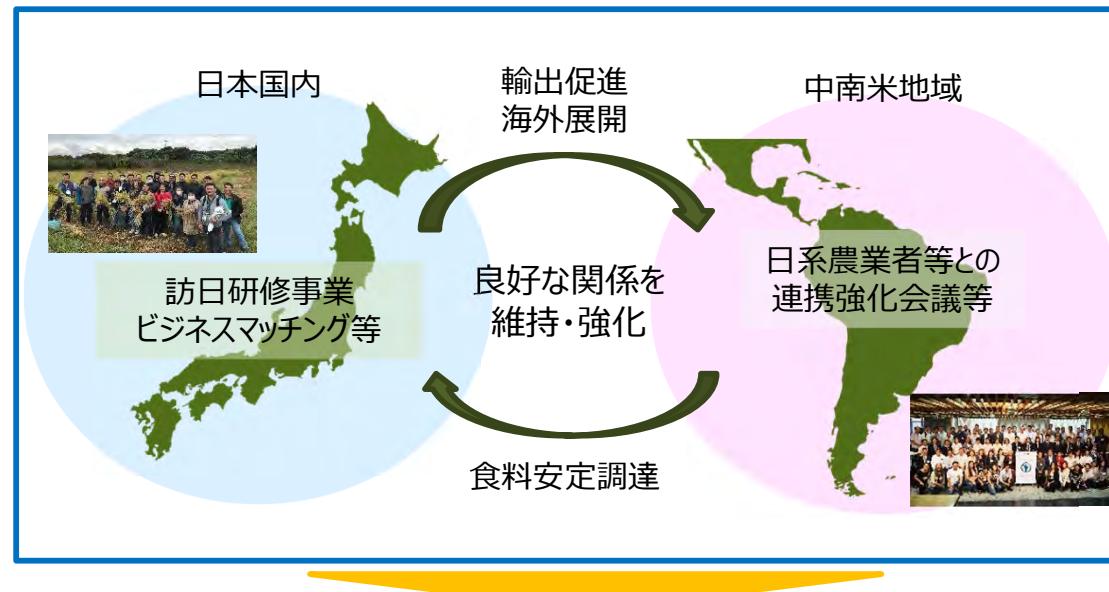
2. 現地の若手リーダー育成や先端技術による生産性向上の支援

- ・中南米の日系農業者を日本に招へいし、生産性向上・マネジメント能力向上等に係る技術研修や日本企業関係者との農産物貿易等に係る意見交換、セミナー等を実施します。
- ・中南米各国に土壤改良、ICT農業など生産性向上に資する専門家を派遣します。

3. 中南米への戦略的ビジネス環境整備

- ・中南米における農林水産業・食産業分野での戦略的ビジネス環境を整備し、日本の食品輸出促進や農林水産業・食産業の海外展開を推進するため、必要となる調査や官民合同会議等の取組を行います。

＜事業イメージ＞



中南米地域の日系農業者と日本の商社や食産業関係者との連携強化を通じて、我が国の食料安全保障を確保するとともに農林水産物・食品の輸出を促進。

＜事業の流れ＞

国



民間団体等

アセアン地域の大学と連携した農業・食品産業人材育成促進・活用事業

【令和6年度予算概算決定額 78（99）百万円】

＜対策のポイント＞

我が国の農林水産物・食品の輸出拡大を実現するために必要となる、農業・食品産業の海外展開に資する現地の担い手の育成と日本発の食品規格の国際化を促進するため、アセアン地域の主要大学等において、学生及び現地民間企業等を対象とした、農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座、食品規格や関連する技術を含めた研修の実施を支援します。

＜事業目標＞

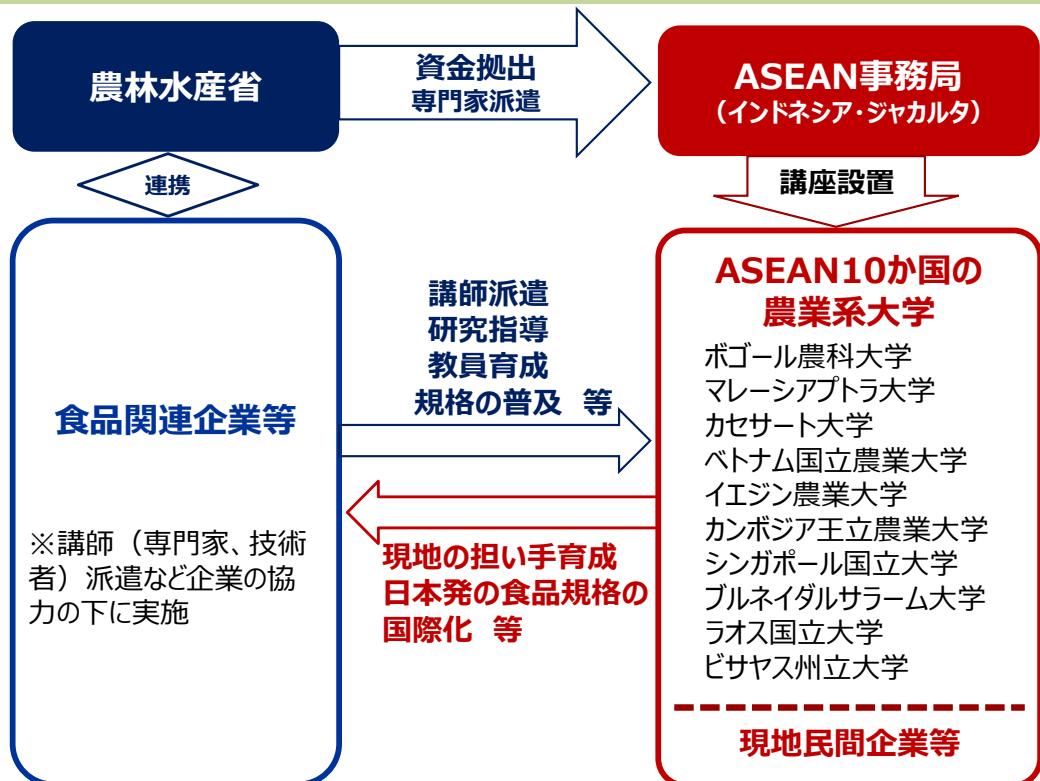
- 6か国以上で、農産物・食品のバリューチェーン関連の学部生・院生を合計100人以上養成 [令和8年度まで]
- 4か国で現地食品事業者等による日本の標準・規格の理解・活用を促すことにより、現地の課題解決に貢献するとともに各国との関係を強化 [令和8年度まで]

＜事業の内容＞

アセアン諸国連携大学等での専門講座等の実施

- ① アセアン諸国の連携大学に農産物・食品のバリューチェーンに関する専門講座を開講し、日本の民間企業等の協力の下、種苗生産から食品の加工流通、消費に至る分野（種苗、農業、食品加工、流通、外食産業、マーケティング、食文化、農業、金融、環境対策、分析技術、食品安全管理、食品規格等）について、我が国からの農林水産物・食品の輸出拡大に資するよう、現地の担い手の育成につながる実践的な学習、研究活動等を支援します。
- ② 連携大学等において現地民間企業や政府機関等も対象に、食品の機能性成分に係る試験方法規格（JAS）、日本発の食品安全マネジメント規格（JFS）等に関する講義、実習等について、現地での研修をより効果的に行うため、オンラインでつないでの講義や動画を活用した講座を提供します。また、より実践的な有機JAS認証の審査技術等の実習についても実施します。
- ③ アセアン諸国からのニーズに対応し、企業との共同研究の支援を行います。

＜事業イメージ＞



＜事業の流れ＞



[お問い合わせ先] 輸出・国際局新興地域グループ

(03-3502-5913)

輸出・国際局知的財産課

(03-6738-6444)

大臣官房新事業・食品産業部食品製造課

(03-6744-2096)

3 生産者・事業者が輸出や海外展開に 取り組む土台となる環境の整備

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業

【令和6年度予算概算決定額 2,440(2,360) 百万円】

(令和5年度補正予算額 6,000百万円)

<対策のポイント>

輸出額目標の実現に向けて、品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETROによる輸出事業者サポート、JFOODOによる現地消費者向け戦略的プロモーション、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 品目団体輸出力強化支援事業

847(907)百万円

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

2. 戰略的輸出拡大サポート事業

1,383(1,169)百万円

- ① JETROによる海外見本市への出展、国内事業者と海外現地の卸業者、小売店、レストラン等との商談会を通じた新規商流の構築及び現地商流の拡大の取組、さらには専門家による相談対応や伴走型支援等の事業者サポートの取組を支援します。
- ② JFOODOによる現地事情を踏まえたマーケティング戦略に基づく品目団体等と連携した海外消費者向けプロモーション、輸出とインバウンド観光を相乗的に拡大するための食文化の発信の強化等の取組を支援します。
- ③ 民間等による新規性・先進性ある分野・テーマの海外販路開拓の取組を支援します。

3. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業

8(8)百万円

輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、取組を広く紹介します。

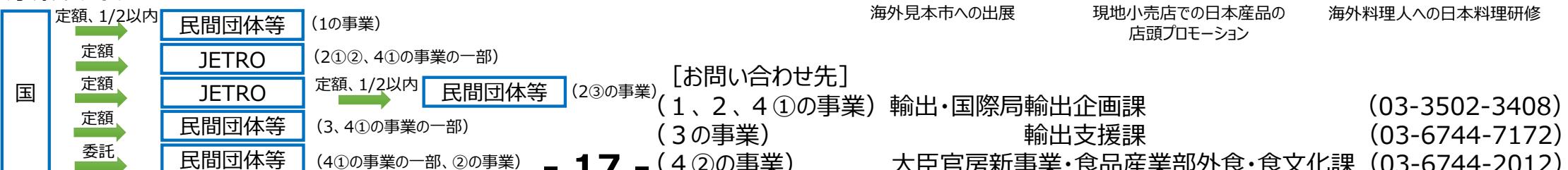
4. 日本食・食文化の魅力発信による日本产品海外需要拡大事業等

202(266)百万円

- ① 海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成や日本産食材サポーター店等の拡大等を推進します。

- ② 日本食・食文化に関する食体験コンテンツの磨き上げ等を支援します。

<事業の流れ>



(03-3502-3408)
(03-6744-7172)
(03-6744-2012)

マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業のうち
品目団体輸出力強化支援事業

【令和6年度予算概算決定額 847（907）百万円】
（令和5年度補正予算額 4,070百万円）

<対策のポイント>

改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

輸出重点品目（牛肉、コメ、りんご、ぶどう、茶、かんしょ、製材、ぶり、ホタテ貝等）について、改正輸出促進法に基づき認定された品目団体等※が、品目ごとに生産から販売までの業界関係者を取りまとめオールジャパンで行う、輸出力の強化に向けた取組を、以下のメニューにより支援します。

※認定された団体及び認定に向け取り組む団体

<支援メニュー>

- ① 輸出ターゲット国・地域の市場・規制調査
- ② 海外におけるジャパンブランドの確立
- ③ 業界関係者共通の輸出に関する課題解決に向けた実証等
- ④ 海外における販路開拓活動
- ⑤ 輸出促進のための規格の策定等
- ⑥ 国内事業者の水平連携に向けた体制整備
- ⑦ 輸出手続きや商談等の専門家による支援
- ⑧ 新規輸出国開拓に向けた調査及び輸送試験
- ⑨ 任意のチェックオフ制度導入に向けた体制整備
- ⑩ JETROやJFOODOとの連携強化推進 【5補正：4億円】
【6予算：8千万円】

<事業の流れ>

国

定額、1/2以内
→

民間団体等

<事業イメージ>

- ①-例 **マーケティングを行う現地エージェントを活用したコメ等市場調査**
・食肉加工品に係る添加物使用、成分表示等の規則の調査
- ②-例 **手数料の徴収による自主財源の確保も可能な、錦鯉の品質や価値を証明する電子生産証明書システムの開発**
・日本産ホタテ貝製品の偽造品の流通防止・取り締まり対策
- ③-例 **米国への構造材輸出のためのスギ・ヒノキ製材の性能の検証**
・輸出先の飼料添加物の残留基準を満たすぶりの養殖実証
- ④-例 **バイヤー向けセミナーの開催、品目専門見本市への出展等**
・商談の多様化に向けた真珠のオンライン入札システムの開発
- ⑤-例 **輸送資材や温度管理、洗浄方法等、相手国等ニーズへの対応（品質保持等）に必要な規格やマニュアル等の策定**
・構成員による実装に必要な認証取得への支援
- ⑥-例 **旬の青果物を活用したスイーツによる外食店での長期間フェアを可能とする産地リレー出荷**のための出荷時期や数量等の調整
- ⑦-例 **市場や規制、手続き等に精通する専門家による相談対応**
- ⑧-例 **切り花等の品質保持や輸送効率化等のための輸送実証**
- ⑨-例 **任意チェックオフ導入に向けた諸外国の事例調査や国内関係者を集めた検討会の開催、徴収体制の構築、徴収事務等**
- ⑩-例 **JETROやJFOODOとの連携による海外の外食店でのフェアの実施等**（上記①～⑨の例のいずれにも対応）

リレー出荷による
スイーツ店での
長期間フェア



現地でのPR活動



包材の規格化
(イメージ)



洗浄方法の実証



バイヤー向け
セミナー・商談会



日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業

【令和6年度予算概算決定額 181（186）百万円】

＜対策のポイント＞

日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援するため、海外における日本食・食文化の普及を担う料理人の育成や日本産食材センター店等の拡大等を推進します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

日本の農林水産物・食品に対する需要喚起に向け、日本食・食文化の普及を担う人材の育成等の取組を支援するため、以下の取組を実施します。

- ① 日本料理の調理技能認定推進支援
- ② 海外日本食料理人育成のための招へい研修支援
- ③ 外国人日本料理コンテストの開催支援
- ④ 海外日本食イベント・セミナー等への講師派遣支援
- ⑤ 海外料理学校等での日本食講座開設・講師派遣支援
- ⑥ 日本食・食文化普及の功労者等の表彰

2. 日本食・食文化の発信拠点拡大事業

日本食・食文化の発信拠点となる現地レストラン・小売店などを日本産食材センター店として認定する取組を推進します。

3. グローバルイベント等における日本食・食文化発信事業

国際会議等の機会に併せ、日本食・食文化や日本産食材の魅力を発信します。

＜事業イメージ＞

1. 日本食・食文化普及の人材育成事業

＜現状・課題＞

- 海外で日本食レストランが増加傾向にある一方で、専門的な知識・技能を有する日本食料理人が不足。
- 海外の料理学校では日本食の専門的な知識・技術を講義・指導できる講師が不足。
- 海外の料理学校には日本食講座の開講のニーズがあるが、日本人料理人を招へいするための費用や受講料の高騰により開設を断念するケースもある。

海外日本食料理人の育成の充実が不可欠。
海外の料理学校等における日本食講座開設・講師派遣支援を拡充。



日本料理の調理技能
認定制度



2. 日本産食材センター店の認定推進

日本産食材センター店を日本食・食文化の発信拠点として活用し、海外での日本産食材の需要拡大を図り、輸出を促進します。



日本産食材
センター店認定制度

＜事業の流れ＞



訪日外国人対応による輸出促進連携支援事業

【令和6年度予算概算決定額 21（80）百万円】

＜対策のポイント＞

日本の食・食文化の魅力でインバウンドの増大を図り、これを農林水産物・食品の輸出につなげる好循環の構築に向けた取組を支援するとともに、新たな需要の開拓のため、訪日外国人及び海外消費者を中心に関心が高まっている日本の食・食文化について、より高付加価値な情報の整理・発信等に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

- インバウンド需要の増大（訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円 [2030年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

1. 食体験コンテンツの造成・提供支援

地域の食・食文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る重点地域（SAVOR JAPAN）を中心に、専門家の派遣等により、訪日外国人のニーズに対応した食体験コンテンツの造成・磨き上げやインバウンドを輸出につなげる取組を支援するとともに、効果的かつ一元的な情報発信を支援します。

2. 食文化の多角的な価値の整理・情報発信

食文化の多角的な価値※の情報を、体系的に整理し、わかりやすく情報発信します。

〔※歴史や文化、製造方法などの伝統や特徴、健康有用性、持続可能性等〕

3. 食文化コンテンツ関連の人材の高度化

国内外に向けて食文化の普及活動を行う中核的な人材の高度化を推進します。

＜事業の流れ＞



食文化の多角的な価値 の整理・情報発信

歴史性、嗜好多様性（ヴィーガン等）
等の体系的な整理・情報発信



国内外に日本の食文化を伝える



農林水産物・食品の輸出

インバウンドを輸出につなげる
好循環の構築



＜事業イメージ＞

食体験コンテンツの造成・提供支援

訪日外国人のニーズに対応した
魅力的な食体験の造成



インバウンドを輸出につなげる取組の支援



食文化コンテンツ関連の人材の高度化

地域の食文化のストーリーを
発信できる人材の高度化



訪日外国人旅行者数6,000万人、旅行消費額15兆円（2030年まで）
農林水産物・食品の輸出額（2兆円（2025年まで）、5兆円（2030年まで））

米穀周年供給・需要拡大支援事業

【令和6年度予算概算決定額 5,033（5,033）百万円】

<対策のポイント>

生産者、集荷業者・団体の自主的な取組により需要に応じた生産・販売が行われる環境を整備し、産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組や海外用など他用途への販売を行う取組等を実施する体制を構築するため、**民間主導のコメの周年供給・需要拡大等に対する取組を支援します。**

<事業目標>

生産者、集荷業者・団体による自主的な経営判断や販売戦略に基づく、需要に応じた米の生産・販売の実現

<事業の内容>

全国事業

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

産地と中食・外食事業者等との安定取引を拡大するため、**民間団体等が行う業務用米の生産・流通の拡大に向けた展示商談会、新たな需要拡大に向けた商品開発・販売促進、海外業務用需要などの新たな市場開拓に必要な取組等を支援します。**

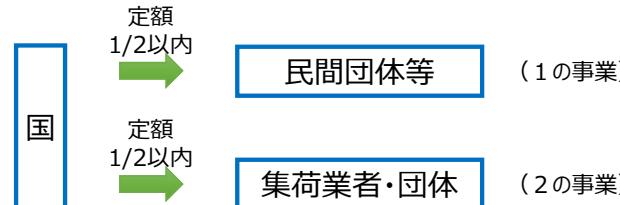
産地事業

2. 周年供給・需要拡大支援

産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します。

- ① 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は追加的に支援）
- ② 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ③ 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
- ④ 主食用米を非主食用へ販売する取組

<事業の流れ>



<事業イメージ>

1. 業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援

〔セミナー〕



〔展示商談会〕

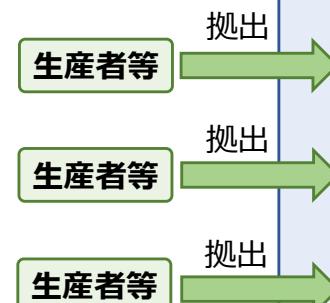


〔個別商談会〕



2. 周年供給・需要拡大支援

集荷業者・団体



積立て

産地自らの
自主的な取組
①～④

定額、※1/2以内

国

※ 値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外。

[お問い合わせ先] 農産局企画課 (03-6738-8974)

＜対策のポイント＞

農林水産業・食品産業全体の知的財産の保護・活用に関する意識・能力向上に向けて行う農業知財マネジメント専門人材の育成・確保を支援するほか、海外における知的財産の侵害状況の一元的な監視・把握等により、育成者権の海外出願検討等に必要な情報の収集を支援します。

＜事業目標＞

海外における権利行使数の増加（200件 [令和10年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 農業知財マネジメント専門人材の育成・確保（新規）

植物新品種やGI、商標、営業秘密、ブランド等の農業知財の保護・活用について、
 ① 現場での取組に助言できる専門人材の育成・確保
 ② 農業・食品産業関係者全体の意識向上
 に向け、セミナーを試行します。

2. 海外における育成者権の取得に向けた情報提供

海外の品目別栽培状況や、消費・流通市場規模等の情報を収集し、品種開発者等に提供することで、より効果的な海外出願等を支援します。

3. 海外における優良品種の侵害対策の強化に向けた情報提供

我が国の品種の海外での侵害状況を監視・把握し、品種開発者等に情報提供するとともに、効果的な侵害対策を助言します。

4. 農業知的財産に関する相談窓口の設置

一元的な「知的財産相談窓口」設置による、品種開発者、グローバル産地、品目団体等の、農業分野の知的財産の取得、活用等への相談対応を支援します。

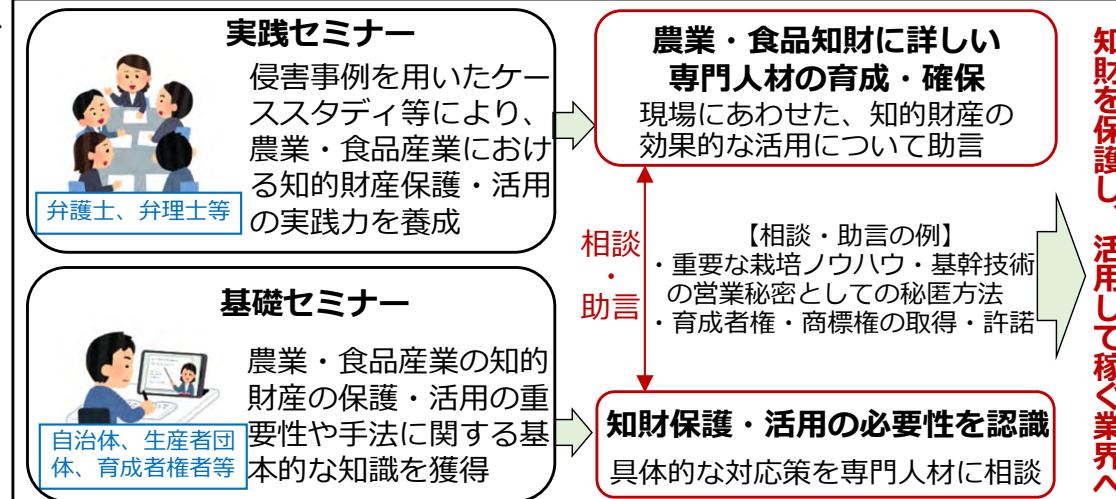
＜事業の流れ＞



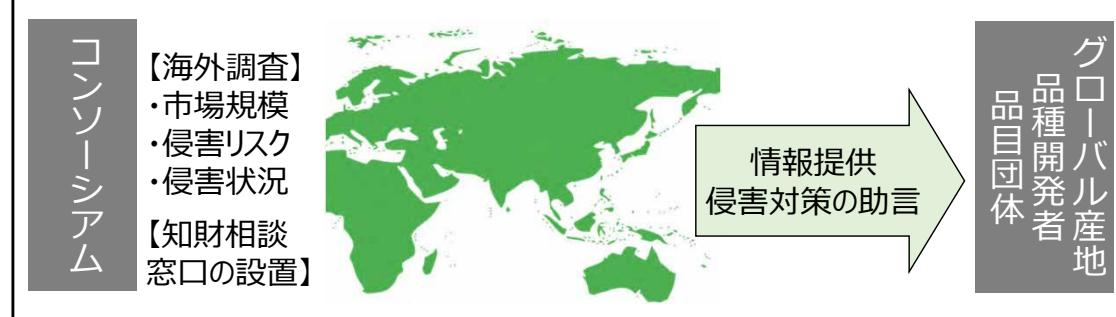
植物品種等海外流出防止対策コンソーシアム

＜事業イメージ＞

[1について]



[2～4について]



＜対策のポイント＞

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 国内育成者権管理事業

国内の種苗の増殖や自家増殖の許諾契約、果樹苗木の流出防止に向けた管理システムづくりなど、国内における育成者権の適切な管理を実施するために必要な経費を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形での活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 海外リーガル調査事業

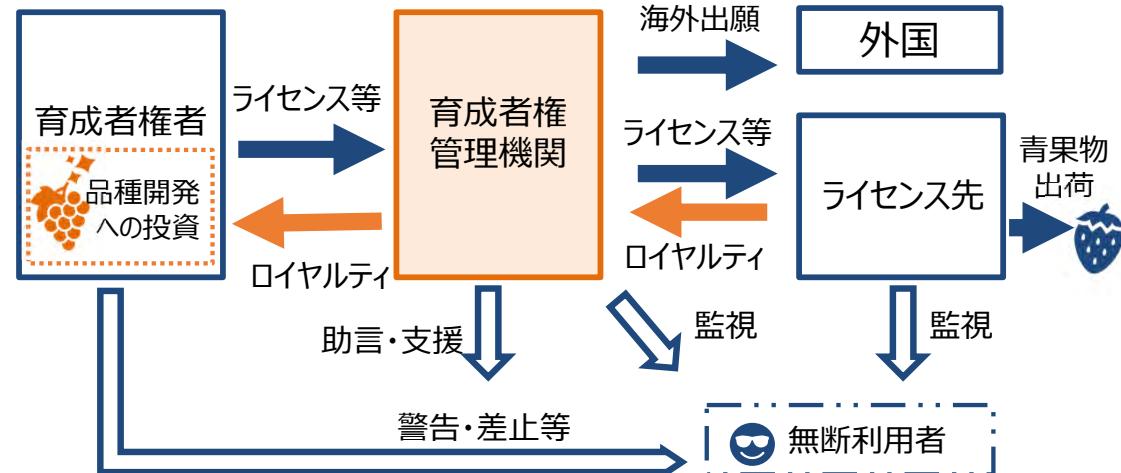
現地の種苗法や民法などの法令制度及びその運用実態や商慣習等の調査、国内農業振興や輸出戦略に資する許諾契約のひな形の作成など、海外許諾契約のための環境整備を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

特に海外流出リスクの高い果樹の苗木について、適切な流通管理モデルを構築



- 生産者名
- 生産者住所
- 苗木必要本数
- 自家増殖数（高接ぎ用穂木）
- 苗木購入予定業者



Web上で入力



海外でライセンスし、実効的に無断栽培を防止するためには、足元の国内からの流出の抑止が一層重要

＜対策のポイント＞

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や侵害対策の高度化に係る経費を支援とともに、在来種等の保存、東アジア地域における共通の出願審査システムの導入、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国 [令和9年度まで]）

＜事業の内容＞

1. 海外における育成者権の取得支援等

育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① 海外出願
- ② 海外育成者権侵害対策

侵害対策において、防衛的許諾の活用を含め、迅速かつ適切に支援します。

③ 種苗資源の保護

種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）の優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。

④ 種苗流通過程での海外流出防止に向けた調査等

⑤ 東アジア地域における植物新品種保護の推進

東アジア地域において優良な品種の導入・保護を促進するため、共通の出願審査システム（e-PVP Asia）の導入を支援します。

⑥ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化

品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。

⑦ 流通品種データベースの運用

登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要となる技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

＜事業の流れ＞



定額、2/3以内、
1/2以内

定額、1/2以内

定額、1/2以内

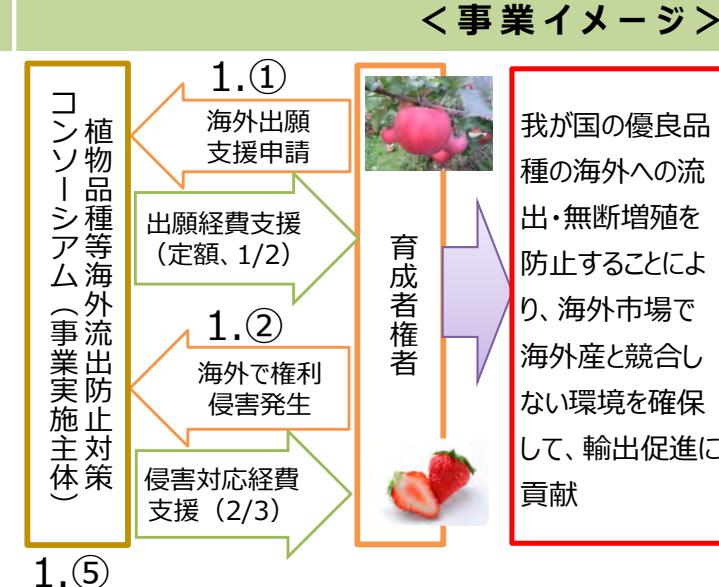
育成者権者

民間団体等

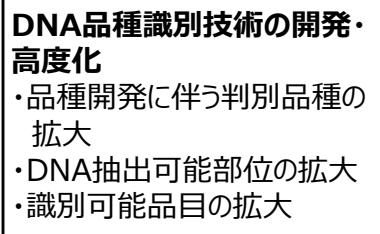
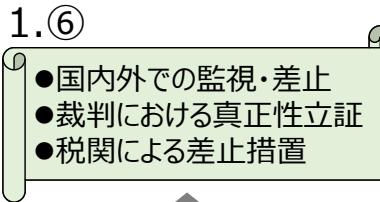
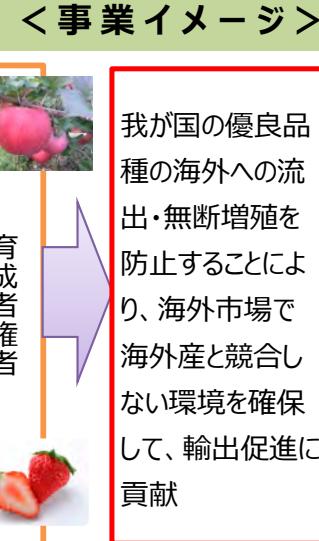
(2の事業)

(1 ①②の事業)

(1 ③～⑦の事業)



1.⑤



＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、**GI申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出向け產品の申請拡大、GI產品販路拡大等のための取組を支援するとともに、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視・対策を実施します。**

＜事業目標＞

地理的表示產品の国内登録数の拡大（200產品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 地理的表示活用推進支援事業

① GI申請相談・有望產品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。

また、地場の產品から加工品、輸出を指向する產品まで、輸出拡大や地域の活力向上に資する品目をGI申請に結びつけるためのきめ細やかなサポートを行います。

② 登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI產品の販路拡大等のための取組を支援します。

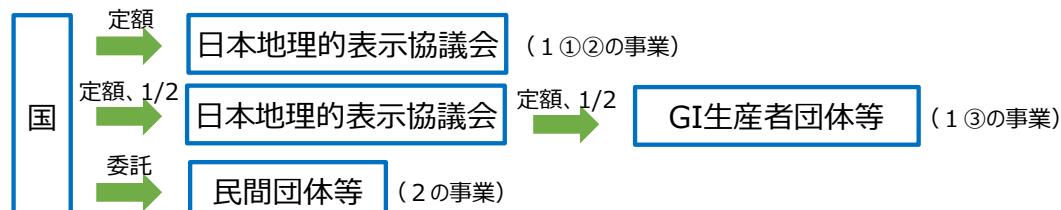
③ 海外でのGI等申請・侵害対策

我が国の地理的表示產品等の海外での知的財産権（GI、商標）確立、地理的表示の不正使用、模倣品などへの対応を支援します。

2. 地理的表示產品模倣品等対策委託事業

模倣品対策を効率的・効果的に行うため、国内外におけるGI名称の不正使用や模倣品の監視を行うとともに、知的財産権確立や侵害事案等の対応に向けたコンサルティングを行います。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等

GI申請相談（1 ①）

GIサポートデスクの設置



GI
登
録

生産者団体への 一體的支援 （1 ②）

GI登録生産者団体支援
・食品企業、観光、料理人等との連携による商品開発・マーケティング支援
・ECサイトを活用したGI產品販売支援等

国内外でのGI侵害対策を通じた輸出環境等の整備

模倣品等の監視・対策（2）

- ・我が国ECサイト等におけるGI侵害モニタリング
- ・海外知的財産等保護監視事業
- ・知的財産権確立に向けたコンサルティング
- ・冒認商標出願など侵害事案等に対するコンサルティング

↑ 対応の相談

輸出支援プラットフォームに設置される
相談窓口等に寄せられた疑義情報

不正使用 の対策、対 応

海外でのGI等申請・ 侵害対策（1 ③）

- ・海外での知的財産権確立
- ・地理的表示の不正使用等への対応
- に必要な経費を支援

アジアにおける植物優良品種の開発・保護・利用の促進事業

【令和6年度予算概算決定額 50（51）百万円】

〈対策のポイント〉

持続可能な農業・食料システムに必要な優良品種の導入を進め、**我が国の種苗産業の海外展開に必要な環境整備**のため、アジア各国の「**植物新品種保護国際同盟**」(UPOV)加盟を促進するとともに、世界蔬菜センター(WorldVeg)が行う**野菜新品種の導入等**を支援します。

〈事業目標〉

- 今後10年間で ASEAN加盟国10か国の過半がUPOVに加盟 [令和10年度まで]
- アジア諸国に新品種を15系統以上提供 [令和10年度まで]

〈事業の内容〉

1 国際調和した植物品種保護制度の整備支援

植物新品種保護国際同盟(UPOV)がアジア諸国の加盟促進と品種保護制度の整備に向け行う以下の取組を支援します。

- ① 新品種の開発と普及促進におけるUPOV制度の役割と便益の周知・啓発
- ② UPOV条約に即した法整備支援
- ③ 地域内連携による複数国同時出願や審査協力の取組推進

2 官民連携による野菜新品種の活用・導入支援

世界蔬菜センター(WorldVeg)が各国研究機関と連携して行う以下の取組を支援します。

- ① 官民連携による高品質な種子生産技術の向上
- ② 政府や農業者等の利害関係者と一体的に行う新品種及び栽培技術の実証
- ③ UPOVと連携したワークショップ開催等の啓発活動

〈事業の流れ〉



〈事業イメージ〉

アジア諸国の課題

国際水準の品種保護制度が未整備 → 種苗会社等の投資が行われず、優良品種が導入されない → 優良品種のインパクトが理解されない → 品種保護制度の整備に向けた機運が高まらない



事業内容

UPOVとWorldVegの効果的な連携により、アジア諸国における品種保護制度の整備を加速化

国際調和した植物品種保護制度の整備支援

アジア諸国のUPOV加盟に向けた取組を促進
・UPOV制度の理解向上
・法制度・実施体制の整備
・審査手続の調和・負担軽減

【UPOVの目的】

植物新品種を各國が共通の原則に従って保護することにより、優れた品種の開発・流通を促すことで、農業の発展に寄与する。

官民連携による野菜新品種の活用・導入支援

収量・収益性の高い優良品種の導入を支援
・品種導入と栽培技術実証
・投資促進と品種保護についてのステークホルダーへの啓発



輸出環境整備推進事業

【令和6年度予算概算決定額 1,348（1,498）百万円】
 (令和5年度補正予算額 960百万円)

<対策のポイント>

農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化 290（291）百万円

政府間交渉に必要となる科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の規則に関する調査・分析や影響評価を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上 162（162）百万円

証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化 896（1,044）百万円

① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として

ア 畜水産物モニタリング検査

イ 國際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。

② 國際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。

③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。

④ 生産海域の指定等に向けた基礎データの収集等を行います。

⑤ 輸出先での残留農薬等の基準値設定申請に係るデータ収集等を行います。

⑥ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

<事業イメージ>

【1. 協議の加速化】



科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】



研修等による実務担当者の能力向上の支援

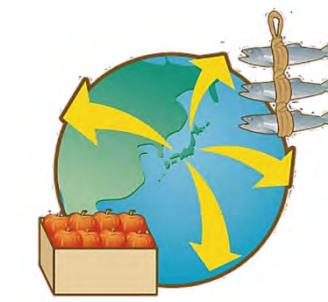


証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】



畜水産物モニタリング検査等の支援

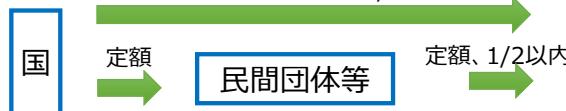


国際的認証や施設認定の取得等の支援



HACCP認定施設の認定・監視等

<事業の流れ>



民間団体等 (1、3の事業)
 民間団体等 (2の事業)

輸出先国的主要輸出障壁の実態調査、データ収集等事業【令和6年度予算概算決定額 290（210）百万円】

<対策のポイント>

輸出先国の規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化を推進するため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集・分析や諸外国の新たな規則に関する調査・分析を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

輸出先国的主要輸出障壁の実態調査、データ収集

- 放射性物質に係る日本産農林水産物・食品への輸入規制について、規制撤廃に向けた二国間協議を加速させるため、輸出先国からの要求等に応じて必要となる、日本産農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データなどの情報の収集・分析を実施します。
- 放射性物質関係以外の輸入規制や規則についても、食品の安全性や環境への配慮等の観点から次々と新たな規則が制定される方向にある中で、こうした規則が日本産農林水産物・食品の輸出の妨げとならないよう、輸出障壁となる可能性がある輸出先国の規則等に関する調査等を実施し影響を評価します。

<事業イメージ>

課題

放射性物質、食品安全、環境への配慮等の規制や規則が輸出障壁となり、日本産農林水産物・食品が輸出できない／今後できなくなるおそれ

調査

- 輸出先国からの要求等に応じて必要となる農林水産物・食品の安全性を証明する科学的データの収集
- 規制や規則に関する情報収集・分析、輸出に与える影響の評価



活用

- 適切なデータの提示を通じた二国間協議の加速化
- 規則の内容や、新たな規則に対応するためのガイダンスを輸出に取り組む事業者へ提供



効果

放射性物質に係る輸入規制の撤廃のほか、収集・分析した情報に基づき、国と輸出事業者双方が規則への対応を進めることにより、日本産農林水産物・食品の輸出先国や輸出可能な品目が拡大



<事業の流れ>



国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業【令和6年度予算概算決定額 38（40）百万円】

＜対策のポイント＞

食品安全等に関する輸出先国の規制において、相手国から農畜水産物の生産段階での衛生管理が求められています。特に二枚貝の輸出に関しては、細菌を対象にした既存のリスク管理に加え、今後ウイルスも対象にしたリスク管理が国際社会のスタンダードになる可能性を踏まえて、**我が国の二枚貝の衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に合った二枚貝の衛生管理方策（ノロウイルス（NoV）についての①養殖海域及び②加工場における衛生管理）を検証・普及します。**

＜事業目標＞

国産二枚貝の安全性を向上させるため、**国際的な衛生管理基準に整合した衛生管理方策の検証・普及**

＜事業の内容＞

国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進事業

養殖カキ中のNoVについて実態を調査し、科学的なデータに基づいて、衛生管理の向上を図ることにより、安全なカキ等の二枚貝を国内外に供給していきます。

I 国内のカキ生産地と連携し、養殖海域及び加工場における**国産カキのNoV保有状況（平常時の水準）の調査**を行い、主要な生産地における実態を把握します（R2～4年度）。

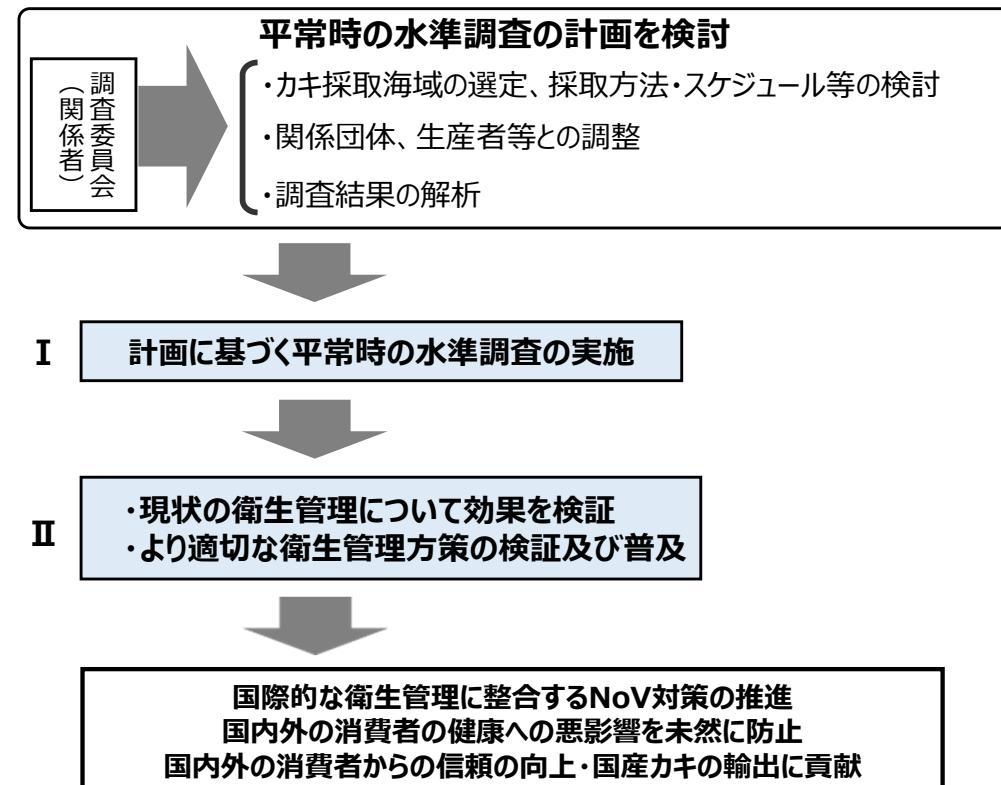
II [I]の調査で得られた情報をもとに、養殖海域及び加工場における**現状の衛生管理を検証**し、国際的な動向を踏まえNoVリスクの低減に効果的な**衛生管理方策を重点的に検証・普及**します（R3～6年度）。

（※ 欧州13カ国は、欧州域内で生産されたカキのNoV保有水準を調査し（上記[I]に同じ）、衛生管理の向上を進めています。欧州等への輸出には同様の管理を求められる可能性を考慮し、国内の対策を進める必要があります。）

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



二枚貝の科学的・客観的な衛生管理の推進

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出拡大を図るため、農林水産省が行う輸出施設の認定及び定期監視、輸出の際の荷口確認等を実施します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. EU向け認定施設への定期監視等

- ① 認定施設に対して定期監視、荷口確認、サンプリングを実施
- ② 定期監視員、荷口検査員養成講習会の実施



定期監視、荷口確認等の実施



冷凍船認定の現地指導、都道府県向け講習会の実施

2. 都道府県職員に対する監視指導の実施

冷凍船認定にかかる現地指導、都道府県職員向け講習会の実施

3. EU向け施設認定に係るガイドラインの作成

冷凍船認定にかかるガイドラインの作成



冷凍船認定にかかるガイドラインの作成

<事業の流れ>



施設認定にかかるスクリーニングの実施

<対策のポイント>

輸出先国・地域が求める、畜水産物の残留農薬等モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援します。

<事業目標>

- 米国及びEU向けの畜水産物の輸出額の拡大（772億円 [2025年まで]）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 畜産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める畜産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

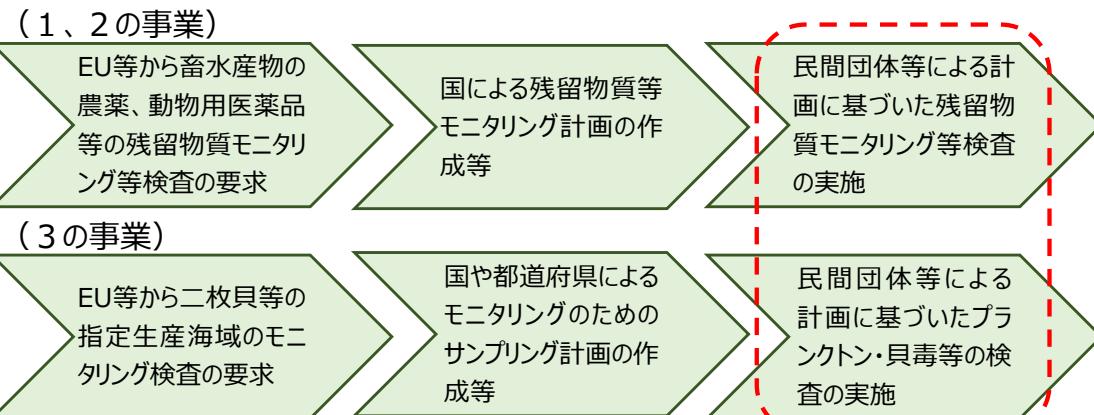
2. 水産物モニタリング検査支援

輸出先国が求める水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

3. 生産海域モニタリング検査支援

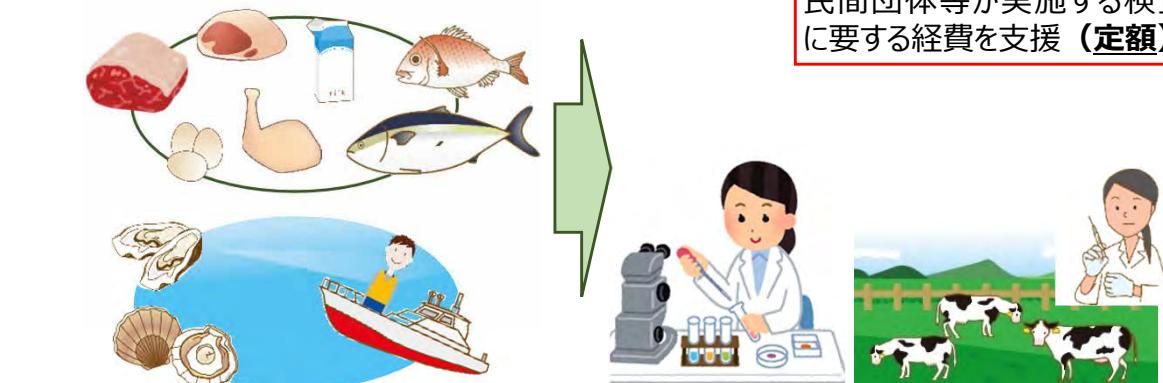
輸出先国が求める二枚貝等の生産海域でのプランクトン及び貝毒等の検査に係る経費を**定額**で支援します。

<事業イメージ>



民間団体等が実施する検査に要する経費を**支援（定額）**

<事業の流れ>



自治体や民間検査機関等による証明書発給等の体制強化支援事業

【令和6年度予算概算決定額 162（162）百万円】

＜対策のポイント＞

農林水産物・食品の輸出に必要な輸出証明書の発行、輸出施設の認定の迅速化のため、また、輸出に取組む事業者の利便性を向上させるため、これらの業務を担う都道府県や民間検査機関等の体制強化をします。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 体制強化・能力向上

実務担当者の能力向上を図るため、研修の受講、開催等を支援します。

また、輸出を希望する事業者の利便性向上を図るため、証明書の発行等を行う人員の増強、検査に必要な試験所認定の取得等を支援します。



研修等による実務
担当者の能力向上

証明書発行業務の
人員増強

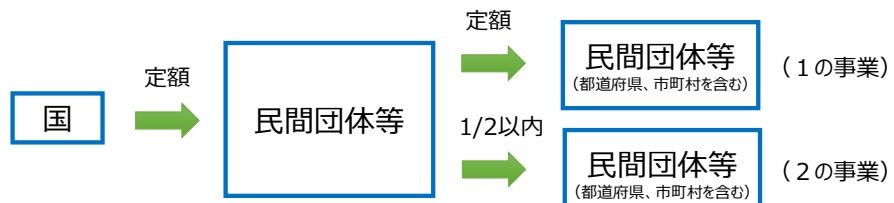
2. 検査機器導入等

農林水産物・食品の輸出に必要な検査について、迅速化や効率化に必要な検査機器の導入や更新等を支援します。



検査機器の導入

＜事業の流れ＞



輸出先国規制対応支援事業

【令和6年度予算概算決定額 260（一）百万円】

<対策のポイント>

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている施設認定や国際的認証の取得等、輸出先国から求められる規制への対応、輸出先国の規制の理解を向上させ、輸出への取組を促進するための研修の開催等に係る事業者の取組を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 輸出先国の規制等への対応の強化

輸出先国が求める条件への対応や、輸出手続を円滑に進めるために必要となる、

- ① 国際的に通用する認証等の新規取得
- ② 輸入条件に適合する旨の施設認定等の取得
- ③ 査察や合同輸出検査等のための輸出先国検査官の招へい
- ④ 輸出先国が求める条件に応じた検査やラベル切替等の取組を支援します。

2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援

輸出事業者等の理解を深め、新たな輸出への取組を促進するため、

- ・ 認定取得やHACCP導入等に必要な一般衛生管理、輸出先国の規制への対応に係る研修の開催

等の取組を支援します。

【1. 輸出先国の規制等への対応の強化】



国際認証等の取得



施設認定等の取得



輸出先国検査官の招へい

【2. 輸出先国の規制等の理解向上の取組の支援】

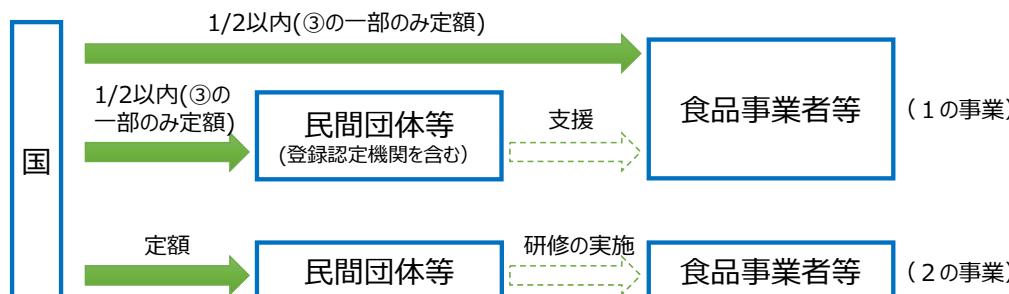


輸出先国が求める条件に応じた検査やラベル切替



研修等による輸出事業者等の対応能力向上

<事業の流れ>



＜対策のポイント＞

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーチャ等）に対応した施設の新設及び改修、機器の整備を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

＜事業の内容＞

1. 加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に
対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、
機器の整備に係る経費**を支援します。

- ① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定
取得に必要な施設・設備
- ② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備
- ③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

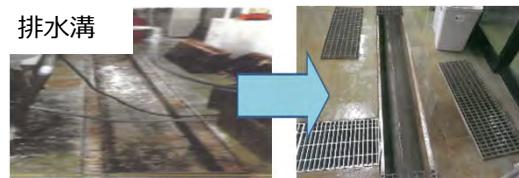
2. 施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング
費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。

＜事業の流れ＞



1年目には施設や機器の実施設計（効果促進事業を含む）のみを行い、2年目にこれらの整備を行う方法も選択できるように運用を改善します。また、みどりの食料システム法に基づく認定を受けた取組等については、事業採択時に優遇します。

＜事業イメージ＞



施設の衛生管理の強化に対応す
る排水溝、床、壁等の改修



厳密な温度管理に対応する急速
冷凍庫等の導入



空気を経由した汚染を防止する
設備（パーテーション）の導入



製造ラインにおいて添加物混入を
回避する輸出専用ミキサーの導入

食肉流通構造高度化・輸出拡大事業

【令和6年度予算概算決定額 2,203（1,973）百万円】

<対策のポイント>

食肉流通構造の高度化及び輸出拡大を図るため、畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織するコンソーシアムによる食肉処理施設の再編整備等を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 食肉流通再編合理化推進事業

3 (3) 百万円

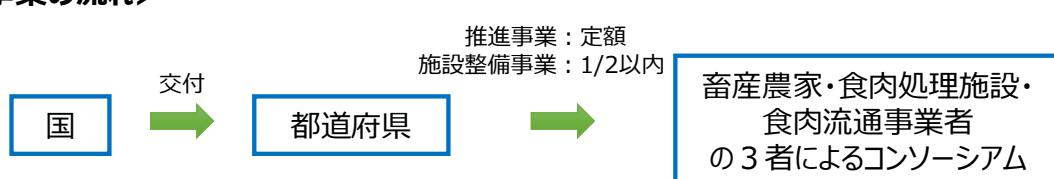
畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者でコンソーシアムを組織し、食肉処理施設の再編のための施設整備、家畜の安定的な集出荷、食肉の消費者ニーズの反映等により、国産食肉の生産・流通体制の強化及び輸出拡大を図るためのコンソーシアム計画の策定やその実現に向けた取組を支援します。

※ コンソーシアム計画：安定的出荷・処理・販売計画、輸出拡大計画、消費者ニーズを反映する生産体制推進計画等を含む、国産食肉の生産・流通体制を高度化するための計画。

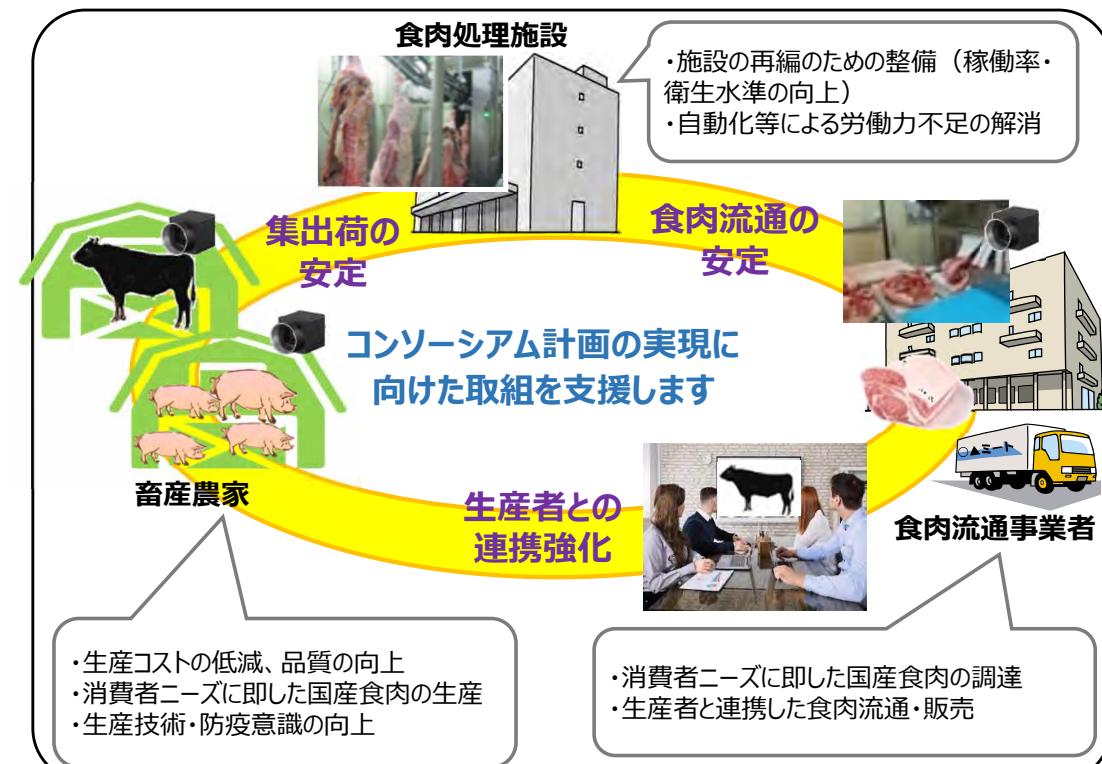
2. 食肉流通再編合理化施設整備事業 2,200 (1,970) 百万円

コンソーシアム計画に基づき実施する食肉処理施設の再編合理化に必要な施設整備、機械導入等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



食肉流通構造の高度化・輸出の拡大

輸出食肉処理施設機能高度化事業

【令和6年度予算概算決定額 150（-）百万円】

<対策のポイント>

輸出に取り組む食肉処理施設等における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限取り込める体制を構築するため、①高度な加工処理に対応した施設・設備の整備、②労働力不足を補完する省力化施設・設備の整備、③国内向けカット機能を外部施設に移転する等の取組を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 高度な加工処理に対応した施設・設備の整備支援

多様化・細分化するニーズに対応するため、輸出に取り組む食肉処理施設等における、小割肉やスライス肉等の高度な加工処理に対応した施設・設備等の整備を支援します。

2. 省力化施設・設備の整備支援

労働力不足を補完し、高度な食肉処理機能の強化を図るため、輸出に取り組む食肉処理施設における省力化施設・設備の整備を支援します。

3. 国内向けカット機能の外部移転の取組支援

輸出向け仕向量を増加させるため、輸出に取り組む食肉処理施設における、国内向け部分肉・小割加工を行う機能を外部施設等に移転する等の取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

<1の支援>



部分肉

小割加工



スライス加工



<2の支援>



部分肉



省力化（自動化）機械を導入



人手を補完しオーダーに対応

<3の支援>

産地食肉センター
国内向け生産能力の一部を分離

輸出向け加工を増加



労働力の多い消費地で国内向けを加工

消費地における国内向けカットセンターの整備

加工食品の国際標準化事業

【令和6年度予算概算決定額 9（4）百万円】

<対策のポイント>

国内で使用が広く認められている食品添加物等は、多くの国で使用が認められていない場合があり、添加物や国・地域等ごとに代替添加物を検討するため、使用基準等の情報整理が必要です。さらに添加物等の規制内容は頻繁に一部改正がされているため、最新の規制情報を把握することが必要となっています。これらの規制情報を整理した早見表等について最新情報への更新等を行うとともに、その活用を促進することにより、海外で認められている添加物等への切り替えを行いややすくし、輸出拡大に繋げます。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円 [2025年まで]、5兆円 [2030年まで]）

<事業の内容>

1. 食品添加物等の規制調査

着色料の早見表（用途、使用基準、規格等）等の規制情報の改正状況についてフォローアップをし、最新情報に更新等を行う。

2. 早見表等の活用促進

着色料の早見表等の有効活用に向けて、食品製造事業者等に対し自社製品で代替添加物を利用する場合の具体的な条件等を専門家に相談できる体制を整備するほか、研修会・勉強会を開催する。

<事業の流れ>

国



民間団体等
(民間事業者、一般社団法人等含む)

定額

<事業イメージ>

1. 食品添加物等の規制調査

海外食品添加物規制早見表

着色料等の規制情報の更新等

2. 早見表等の活用促進

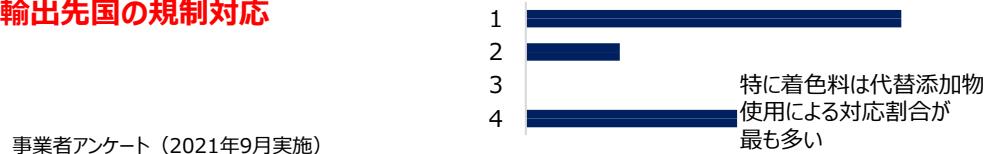
特に中小事業者は、自社製造食品で代替着色料を絞り込む具体的なプロセスにおいて、代替、実証試験等の知見が乏しく、支援を求める声がある。

- 例・自社製品の条件（物性・水分値・pH値等）により、代替添加物の機能発現具合が異なるため、ひとつひとつの検証が大変。
- ・「使用基準」情報（用途・使用量等）の見方を知りたい。



- ・早見表活用の相談対応
- ・研修会の開催

輸出先国の規制対応



植物検疫上の要求事項を満たすための体制の構築事業

【令和6年度予算概算決定額 45（100）百万円】

<対策のポイント>

相手国が求める植物検疫上の要求事項への対応の効率化や省力化を図ることで、輸出拡大に貢献します。

<事業目標>

- 相手国が求める輸出条件に迅速に対応することによる輸出機会の確保
- 植物検疫上の輸出解禁・条件緩和の実現による輸出拡大

<事業の内容>

1. 病害虫発生状況の把握

相手国が侵入を警戒する病害虫に関し、調査マニュアルの整備や、我が国での発生実態調査を進めます。

2. 現場のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等

新たな検疫措置の確立等に向けた科学的データの収集、整理、分析、輸出産地での活用に向けた計画の作成等を行います。

3. 輸出用精密検査プロトコルの整備

日本から輸出される種苗等に対する相手国の精密検査要求に的確に対応できるよう、相手国が侵入を警戒する病害虫や雑草等に対する新たな検査プロトコルの整備や既存の検査プロトコルの改善を行います。

<事業イメージ>

1. 病害虫発生状況の把握



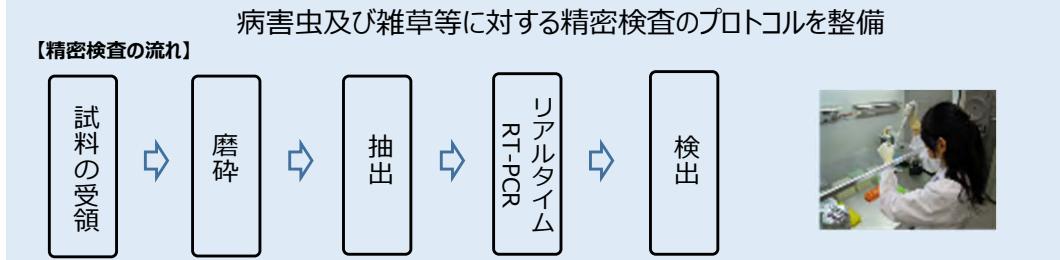
2. 現場のニーズに対応した新たな検疫措置の確立等

輸出産地にとって、より負担の少ない試験・調査方法を検討

<事例>



3. 輸出用精密検査プロトコルの整備



<事業の流れ>



有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業委託費

【令和6年度予算概算決定額 165（171）百万円】

<対策のポイント>

消費者の健康に悪影響が生じるのを未然に防止するため、食品等の有害化学物質・微生物の汚染実態調査、事業者等と連携した低減対策等の策定・普及、普及した低減対策等の効果検証を推進します。

<事業目標>

農林水産省がリスク管理の優先度が高いとしている危害要因、品目の組合せごとに、リスク管理措置の効果検証のためのKPIを新たに設定し、その達成度を定期的に評価

<事業の内容>

1. 有害化学物質リスク管理基礎調査事業	106（106）百万円
2. 微生物リスク管理基礎調査事業	60（66）百万円

（1．2．ともに以下の事業を実施）

- ① 食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質・微生物について、**食品等の汚染実態を調査**します。
- ② 人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、**事業者等と連携して実施可能な污染防治・低減対策の策定・普及**を行います。また、**事業者等による食品安全性向上の取組の見える化**を推進します。
- ③ **策定した污染防治・低減対策の効果検証**のため、食品等の汚染実態を調査します。
- ④ 新たに対応が必要な有害化学物質・微生物について、分析機関の人材育成等の観点も踏まえ、**新たな分析法の導入や分析に必要な標準試薬の作製**を行います。
- ⑤ **輸出重点品目**や新たな食料源として**国際規格の必要性が検討されている品目**を対象に、重点的な実態調査や衛生管理の有効性検証のための調査を行います。

（関連事業）

輸出環境整備推進事業のうち国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及推進

1,348百万円の内数

国際的な衛生管理基準に整合していくため、我が国のカキの衛生状態の調査を実施するとともに、我が国の実態に即した二枚貝の衛生管理方策を検証・普及します。

<事業の流れ>

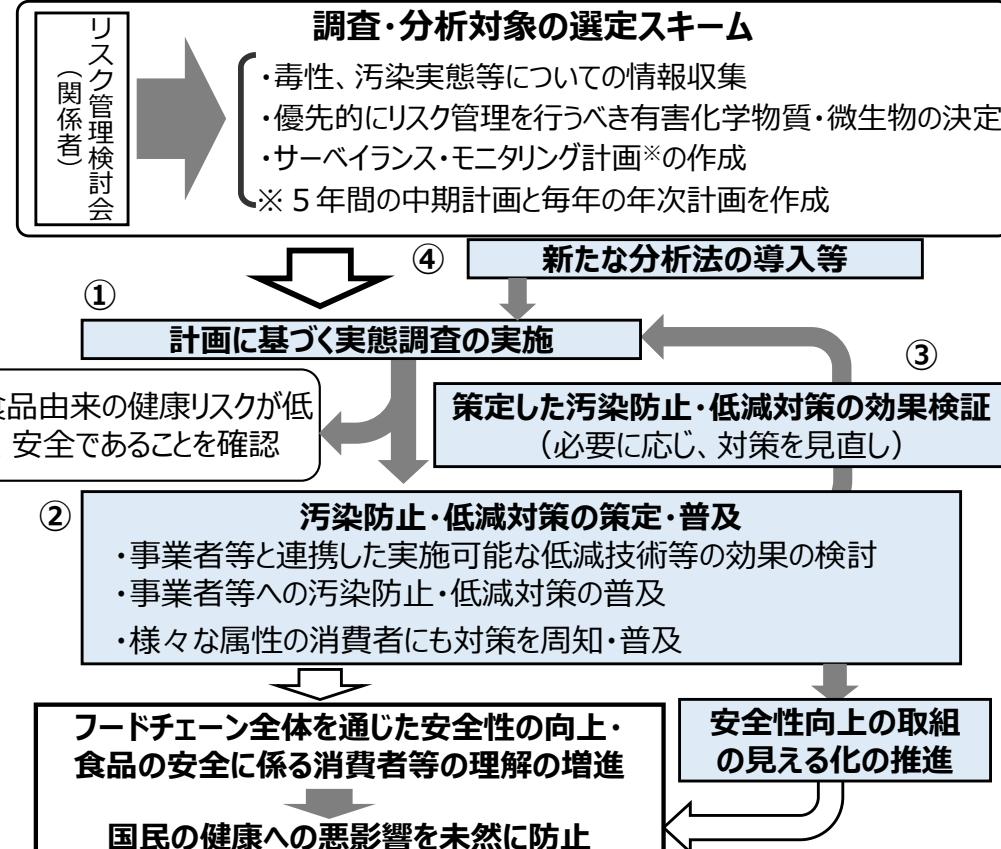
委託

国



民間団体等

<事業イメージ>

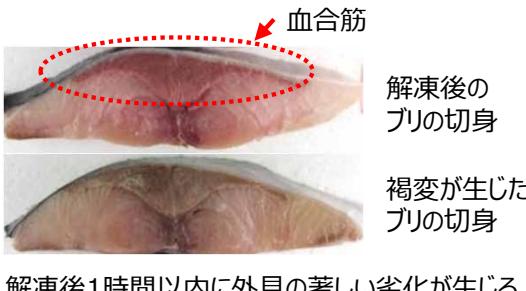


食品の安全に係るリスク管理の総合的な推進

魚類血合筋の褐変を防止する革新的冷凍技術の開発【継続】

- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」(2020.12農林水産業・地域の活力創造本部決定)では、2030年までに農林水産物・食品の輸出額を5兆円とする目標を掲げ、水産物ではブリを輸出重点品目の一つに指定している。このため、ブリ養殖においては、人工種苗の量産技術の開発や人工種苗を生産する担い手の確保・施設の拡充など、持続可能な養殖体制の構築と、これによる増産等を推進している。
- ブリ輸出の8割が冷凍であり、魚肉自体の鮮度を保持できる冷凍技術は普及しているものの、血合筋において冷解凍直後に褐色を呈する色調変化(褐変)が生じるため、外見の劣化等による商品価値の低下が輸出拡大のボトルネックになっている。
- このため、ブリの輸出拡大の実現に向けて、褐変を防止する革新的冷凍技術の開発が求められている。

目標達成に向けた現状と課題



解凍後1時間以内に外見の著しい劣化が生じる

- ・褐変による外見の劣化から生食用として取り扱えず、高鮮度で味の良い日本の強みが生かせず。
- ・ブリ類の販路拡大を目指すEUやアジア等で活用できる褐変防止技術がない。



必要な研究内容

魚肉への酸素充填の有効性が明らかになっていることをふまえ、研究機関・生産者・冷凍機器メーカー等が連携して、

- ① 色調保持時間※を延ばすための最適な酸素充填方法や処理条件の検討 ※現状で解凍後3時間
- ② 冷凍後の保管温度※を高温化するための凍結技術や包装資材の開発 ※現状で-40℃保管

などを進めるとともに、漁獲から冷解凍に至る一連の実証試験を行うことで、魚類血合筋の褐変防止技術を確立。

＜研究イメージ＞

漁獲
(締め方等) 酸素充填
(製造方法等) 冷凍・保管・解凍
(急速凍結・包装資材等) 効果検証



[お問い合わせ先] 農林水産技術会議事務局研究開発官（基礎・基盤、環境）室（03-3502-0536）

社会実装の進め方と期待される効果

- ・褐変を防止可能な冷凍機器等を製品化。
- ・生産者・加工業者向けのマニュアル作成や講習会の開催を通じて技術を普及。
- ・JF全漁連や都道府県等と連携して、褐変を防止する加工・流通体制を確立。

- ・EUやアジア等へブリ類の販路が拡大することにより、輸出拡大を実現。

- ・これにより、2030年までにブリの輸出額目標1,600億円※を達成。（2020年実績：173億円）

※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)

- ・みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立」にも貢献。



ホタテガイ等の麻痺性貝毒検査における機器分析導入に向けた標準物質製造技術の開発【新規】

- 漁業従事者が減少する中、現在生じている貝毒プランクトンの多発により、ホタテガイの出荷停止や指定処理場等での加工処理による更なる作業が生じることで、**養殖産地の維持が困難**になっている。
- 安全なホタテガイ等を国内外に効率的に計画的に出荷できるようにするために、**省力的で迅速な機器分析法を確立**することが必要。
- また、日本では化学兵器禁止法により、麻痺性貝毒の有毒成分(サキシトキシン； STX)の製造や使用等が厳しく制限されており、**STXを標準物質として用いる機器分析法への移行が困難**であることが、ホタテガイ等の輸出拡大に向けた課題となっている。
- このため、麻痺性貝毒検査における機器分析技術の開発を行い、現場への導入を支援することで、**ホタテガイの養殖産地の維持**を図る。

目標達成に向けた現状と課題

- ・貝毒プランクトンの多発で出荷停止になる不安
- ・EU規則改正（2021.10）により機器分析法へ移行しないと、EU等への輸出が困難となる可能性
(機器分析法で不可欠な標準物質が化学兵器禁止法により国内での使用が困難)



- ・ホタテガイ等の計画的な出荷体制の構築には、貝毒を省力的・迅速に調べられる方法が必要

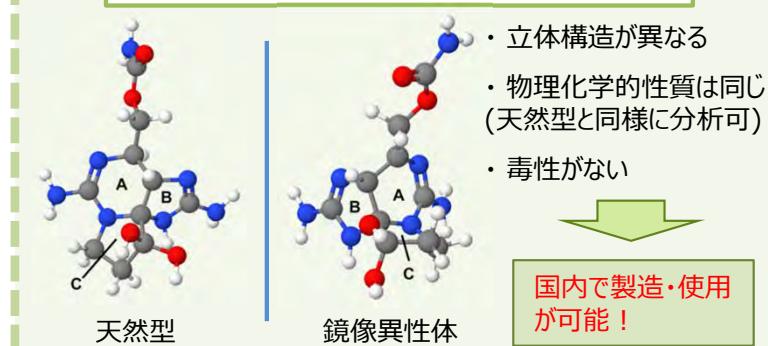


＜イメージ＞



必要な研究内容

＜STX鏡像異性体の立体構造と性質＞



本課題では、

- ① 安全に取扱いできるSTX鏡像異性体等の標準物質製造・安定保存等の利用技術の開発
- ② STX鏡像異性体等を用いた正確な濃度決定手法の開発を行うことで、国内で取扱い可能な認証標準物質を確立

社会実装の進め方と期待される効果

- ・鏡像異性体を用いた機器分析法を公定法として運用できるよう関係国と調整
- ・都道府県や民間検査機関と連携して、機器分析法による麻痺性貝毒の検査体制を構築

- ・EU等へホタテガイの販路を維持・拡大することにより、**輸出拡大を実現**
- ・これにより、2030年までに**ホタテガイの輸出額目標1,150億円※の達成**に貢献
(2021年実績：639億円)

※出典：養殖業成長産業化総合戦略(2021.7改訂)

- ・みどりの食料システム戦略の取組で掲げる「健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化」にも貢献

